

第 6 回 山 武 中 央 合 併 協 議 会

会 議 資 料

日時：平成 1 7 年 1 0 月 1 9 日（水）

午後 1 時 3 0 分～

場所：山武町さんぶの森文化ホール

第6回山武中央合併協議会会議次第

日 時 平成17年10月19日(水)
午後1時30分

場 所 山武町さんぶの森文化ホール

1 開 会

2 会長あいさつ

3 報告事項

報告第22号 公の施設の取扱いについて(修正)

報告第23号 事務事業の具体的調整結果について

4 その他

5 閉 会

配 布 資 料 一 覧

報告第 2 2 号	公の施設の取扱いについて(修正)	P 1 ~ 2
報告第 2 3 号	事務事業の具体的調整結果について	P 3 ~
	・ 納税関係の取扱いについて	P 4 ~ 4
	・ 広報広聴関係事業の取扱いについて	P 5 ~ 5
	・ 消防団の取扱いについて	P 6 ~ 7
	・ 防災・防犯・交通安全事業の取扱いについて	P 8 ~ 9
	・ 行政連絡機構の取扱いについて	P 10 ~ 11
	・ 国民健康保険事業の取扱いについて	P 12 ~ 13
	・ 生活環境事業の取扱いについて	P 14 ~ 18
	・ 農林水産事業の取扱いについて	P 19 ~ 23
	・ 商工・観光事業の取扱いについて	P 24 ~ 25
	・ 学校給食事業の取扱いについて	P 26 ~ 26
	・ 学校教育事業の取扱いについて	P 26 ~ 27
	・ 文化振興事業の取扱いについて	P 28 ~ 29
	・ 社会教育事業の取扱いについて	P 30 ~ 32
	・ 介護保険事業の取扱いについて	P 33 ~ 33
	・ 保健衛生事業の取扱いについて	P 34 ~ 49
	・ 障害者福祉事業の取扱いについて	P 50 ~ 51
	・ 高齢者福祉事業の取扱いについて	P 52 ~ 57
	・ 児童福祉事業の取扱いについて	P 58 ~ 59
	・ 保育事業の取扱いについて	P 60 ~ 60
	・ 主な手数料の取扱いについて	P 61 ~ 61

報告第 2 2 号

公の施設の取扱いについて（修正）

協定項目 2 3－9 公の施設の取扱いについて、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 1 0 月 1 9 日

山 武 中 央 合 併 協 議 会
会 長 大 高 和 郎

【修正後】

公共施設の名称一覧表（抜粋）

区 分	町・村	現在の施設名称	新市の施設名称	条例設置 の有無	分科会名
省略					
体育施設等	蓮 沼 村	蓮沼村総合運動広場	山武市蓮沼野球場	有	
省略					

【修正前】

公共施設の名称一覧表（抜粋）

区 分	町・村	現在の施設名称	新市の施設名称	条例設置 の有無	分科会名
省略					
体育施設等	蓮 沼 村	蓮沼村総合運動広場	山武市蓮沼総合運動広場	有	
省略					

報告第 2 3 号

事務事業の具体的調整結果について

事務事業の具体的調整結果について、別紙のとおり報告する。

平成 1 7 年 1 0 月 1 9 日

山 武 中 央 合 併 協 議 会
会 長 大 高 和 郎

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
23-10 納税関係の取扱い	【納税貯蓄組合交付金等】	事務費交付金 各納税組合が活動に要した事務費のみを交付する。 ・基本交付額 1組合につき18,000円 (人数制限なし) ・納付件数割交付額 納期限内に納付した1件につき150円 (人数制限なし)	事務費交付金 各納税組合が活動に要した事務費のみを交付する。 ・基本交付額 1組合につき18,000円 以内(組合員10人以上) ・納付件数割交付額 納期限内に納付した1件につき250円以内 (組合員10人以上) 全納の場合は4件としてカウントしている。	奨励金 ・設立奨励金 組合員1人につき200円 ・拡充奨励金 組合員1人につき200円 ・普通奨励金 納期限内に納付した額の4%以内(納期ごとに最高40,000円まで) 運用上は、普通奨励金のみを納期限内に納付した額の2%交付している。 ・納税組合長報酬 基本報酬額 17,000円 個別加算額 400円	報奨金 ・組合割 5世帯未満 3,000円 5世帯以上10世帯未満 7,000円 10世帯以上 13,000円 ・件数割 納付書1通につき250円 (1税目に2通以上の納付書が寄せられた場合は、1件とみなす。)	納税貯蓄組合交付金等については、4町村に差異があるため、合併時に統一する。ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。	新市の納税貯蓄組合交付金等については、下記のとおりとする。ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。 事務費交付金 各納税組合が活動に要した事務費のみを交付する。 ・基本交付額 1組合につき13,000円 以内(組合員10人以上) ・納付件数割交付額 納期限内に納付した1件につき150円以内 (組合員10人以上)
	【納期前納付報奨金】	・対象税目 町県民税 固定資産税 ・交付率 0.3% ・限度額 1,900円 ・端数処理 100円未満切捨て	・対象税目 町県民税 固定資産税 ・交付率 0.5% ・限度額 20,000円 ・端数処理 100円未満切捨て	・対象税目 村県民税 固定資産税 ・交付率 1% ・限度額 12,000円 ・端数処理 100円未満切捨て	・対象税目 町県民税 固定資産税 ・交付率 1% ・限度額 13,000円 ・端数処理 100円未満切捨て	納期前納付報奨金については、4町村に差異があるため、合併時に統一する。	新市の納期前納付報奨金については、下記のとおりとする。 ・対象税目 個人市県民税(特徴除く) 固定資産税 ・交付率 0.5% ・限度額 6,500円 ・端数処理 100円未満切捨て

企画部会

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
23-6 広報広聴関係事業の取扱い	【広報関係事業】 ＜広報紙の発行＞ ・ 広報紙名 ・ 発行回数 ・ 仕様 ・ 作成部数 ・ 配布方法 ・ その他	広報なるとう 毎月1Hの1回発行 A4版 平均24ページ 9,500部 新聞折込で配布（8300部）新聞未購読者で個別配布希望者（約300部、内郵送約180部）については町連絡員や郵送にて対応。 その他町内公共施設・郵便局に設置。 ホームページにPDF版掲載	広報さんぶ 毎月15日の1回発行 A4版 20～28ページ 6,600部 行政連絡員を通じて配布。行政地区未加入世帯は、グループの代表や個人に郵送。 ホームページにPDF版掲載	広報はすぬま 毎月1Hの1回発行 A4版 16ページ 1,450部 各地区区長を通じて配布。 ホームページにPDF版掲載	広報まつお 毎月1日の1回発行 A4版 平均20ページ 3,800部 自治会加入世帯は自治会を通じ、未加入世帯等については郵送により配布。 ホームページにPDF版掲載	新市において、毎月1回広報紙を発行する。なお、仕様及び配布方法等については合併時までに調整する。 新市において、毎月1回1HにA4サイズ28ページ（2色刷り年10回、4頁オールカラー24頁2色刷り年2回）で発行する。 配布方法については新聞折込とし、新聞を購読していない者等についてはメール便にて発送する。	
	＜その他の広報＞ ・ 防災行政無線 ・ その他	・ 定時放送 午前6時50分 午後6時50分 ・ 臨時放送 随時 ・ 各世帯への配布、回覧による広報	・ 定時放送 午前6時15分 午後0時15分 午後7時15分 ・ 臨時放送 随時 ・ 各世帯への配布、回覧による広報	・ 定時放送 午前 6時00分 午前11時30分 午後 6時00分 ・ 臨時放送 随時 ・ 各世帯への配布、回覧による広報	・ 定時放送 午前6時10分 午後0時10分 午後7時30分 ・ 臨時放送 随時 ・ 各世帯への配布、回覧による広報	合併時までに調整する。	防災行政無線による広報は、機器がデジタル化されるまでの当面の間は現行のとおりとし、各支所単位の広報を実施する。

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
22 消防団の取扱い	【消防団組織機構】	成東町消防団 団長 1名 副団長 3名 本部付分団長 7名 分団長 6名 副分団長 12名 部長 28名 班長 56名 団員 304名 合計 417名 条例定数 450名	山武町消防団 団長 1名 副団長 4名 本部付分団長 6名 分団長 5名 副分団長 5名 部長 20名 班長 60名 団員 242名 合計 343名 条例定数 375名	蓮沼村消防団 団長 1名 副団長 2名 本部長 1名 総務部長 1名 副本部長 3名 本部付分団長 5名 本部付部長 6名 本部付班長 2名 分団長 10名 副分団長 12名 部長 20名 班長 20名 団員 98名 合計 181名 条例定数 185名	松尾町消防団 団長 1名 副団長 3名 (うち本部長1名) 分団長 6名 (うち副本部長1名) 副分団長 9名 (うち本部付部長3名) 部長 25名 班長 25名 団員 264名 合計 333名 条例定数 380名	消防団については、合併時に統合する。 消防団組織機構については、支団制とする。 なお、支団数は、旧町村の区域を単位とした4支団とする。	山武市消防団 団長 1名 副団長 3名 本部長 1名 支団長 4名 副支団長 8名 支団本部長 4名 支団副本部長 23名 分団長 19名 副分団長 27名 部長 84名 班長 163名 団員 1,033名 合計 1,370名
	分団	第1分団 第1部・第3部～第7部 第2分団 第1部～第5部 第3分団 第1部～第3部 第4分団 第1部～第5部 第5分団 第1部～第6部 第6分団 第1部～第3部	第1分団 第1部～第5部 第2分団 第1部～第5部 第3分団 第1部～第3部 第4分団 第1部～第4部 第5分団 第1部～第3部	第1分団 第2分団 第3分団 第4分団 第5分団 第6分団 第7分団 第8分団 第10分団 第11分団	第1分団 第1部～第4部 第2分団 第1部～第4部 第3分団 第1部～第4部 第4分団 第2部～第4部 第5分団 第1部～第5部 第6分団 第1部～第5部	現行のまま新市の各支団へ引き継ぐ。 *蓮沼村については、合併時に2分団11部制に変更	

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
	【消防団の任用等】 任用要件	1. 町内に居住する年齢 18歳以上の者 2. 志操堅固で、身体強 健であって団員として ふさわしい者	1. 町内に居住する者 2. 年齢18歳以上の者 3. 志操堅固で、かつ、 身体強健な者	1. 蓮沼村の区域内に居 住する者 2. 年齢18歳以上の者 3. 志操堅固で、かつ、 身体強健な者	本町内居住者の中か ら志操堅固、身体強健 であって団員に足りる 者	消防団の任用等の取 扱いは調整し、新市に 引き継ぐ。 団員報酬・手当等に ついては、合併時に統 一する。	1. 市内に居住する年齢 18歳以上の者 2. 志操堅固で、かつ身 体強健な者
	出勤手当（1回）	1人につき2,000円	放水部 10,000円 出勤のみ 4,000円	年間1人2,000円	本部 10,000円 ポンプ車10,000円 小型ポンプ7,000円		本部 1人2,000円 ポンプ車 10,000円 小型ポンプ 8,000円
	教育訓練	4月 団員訓練 (新入団員、ポンプ操法が主) 5月 ポンプ操法特別訓練 6月 ポンプ操法特別訓練 町ポンプ操法大会 7月 支部・県操法大会 9月 防災訓練 11月 支部実地訓練 12月 規律訓練 歳末警戒 1月 出初式 3月 航空機災害訓練	4月 規律訓練 (幹部・新人団員) 7月 支部・県操法大会 8月 実践操法訓練 中継訓練 9月 防災訓練 10月 航空機事故消火救難 総合訓練見学 11月 非常召集訓練 規律訓練 町ポンプ操法大会(隔年) 12月 歳末警戒 1月 出初式 3月 航空機災害訓練	5月 初任者研修 (規律等) 7月 支部・県操法大会 10月 消防団視察研修 航空機事故消火救難総合 訓練見学 防災訓練(予定) 11月 非常召集訓練及び 放水訓練等 12月 操法・規律訓練 歳末警戒 1月 出初式 3月 航空機災害訓練	5月 初任者訓練 (規律等) 6月 消防団視察研修 7月 支部・県操法大会 町ポンプ操法大会 防災訓練(予定) 11月 防火査察 操法訓練 12月 歳末警戒 1月 出初式 3月 航空機災害訓練		各種訓練等について は、各支団ごとに実施 する。 ただし、出初式は統 一して実施する。

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
23-1 防災・防犯・交通安全 事業の取扱い	【防災】 防災会議	成東町防災会議	山武町防災会議	蓮沼村防災会議	松尾町防災会議	合併時に設置する。	山武市防災会議
	会長	町長	町長	村長	町長		市長
	委員	指定地方行政機関職員 県職員 県警察官 町職員 教育長 消防団長 指定公共機関又は指定 地方公共機関職員 町長が必要と認める者	指定地方行政機関職員 県職員 県警察官 町職員 教育長 消防団長 指定公共機関又は指定 地方公共機関職員	指定地方行政機関職員 県職員 県警察官 村職員 教育長 消防長 消防団長 指定公共機関又は指定 地方公共機関職員 村長が必要と認めて任 命する者	指定地方行政機関職員 県職員 県警察官 町職員 教育長 消防団長 指定公共機関又は指定 地方公共機関職員 町長が必要と認める者		指定地方行政機関職員 県職員 県警察官 市職員 教育長 消防団長 指定公共機関又は指定 地方公共機関職員 市長が必要と認める者
	定数	22名	17名	17名	25名以内		30名以内
	地域防災計画 構成	成東町地域防災計画 震災 大規模事故 風水災害対策計画 資料 平成15年度改正中	山武町地域防災計画 総則 震災 風水災害対策計画 資料 平成10年度未改正	蓮沼村地域防災計画 総則 震災対策計画 風水害対策計画 大規模事故対策計画 資料様式 平成13年12月改正	松尾町地域防災計画 総則 災害予防計画 災害応急対策計画 災害復旧計画 資料様式 平成15年度改正中		地域防災計画について は、新市において新たに 策定する。 なお、災害発生時の応 急対策等については、合 併時まで調整する。
	避難場所 公共施設	11箇所 (総合運動公園・小中学校等)	22箇所 (公民館・小中学校等)	5箇所 (スポーツプラザ・小中学校等)	36箇所 (公民館・小中学校等)		災害発生時の応急対策と しては、被害発生の際に ある場合の警戒配置につ いては、本庁、支所間の連絡、 連携を密に保ちながら、各 町村の地域防災計画を基本 として配備基準、配備体制 を統一し対応する。 災害発生後の緊急配備に ついては、市長を災害対策 本部長として、本庁、支所を 一体とした配備体制をとり被 害の拡大防止に努める。
	収容人数	約21,000人 (グラウンド等を含む)	約9,000人	約5,000人	約6,800人		
	防災備蓄倉庫	3箇所設置	5箇所設置	2箇所設置	4箇所設置		

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
	自主防災組織	15団体 (平成15年3月末)	未設置	6団体 (平成15年3月末)	未設置		新市に存続する。 新しい組織等については、新市防災計画により決定する。
	駐輪場	町自転車駐輪場 600台収容 無料	駅前自転車駐輪場 759台収容 登録料1ヵ月につき 自転車 一般住民 260円 一般住民外 520円 高校生以下住民 160円 高校生以下住民外 320円 不定期利用者住民 50円 不定期利用者住民外100円 原動機付自転車 一般住民 370円 一般住民外 740円 高校生以下住民 210円 高校生以下住民外 420円 不定期利用者住民 50円 不定期利用者住民外100円	役場前駐輪場 50台収容 無料	駅前自転車駐輪場 330台収容 無料	新市に引き継ぐ。 使用料等については、 合併時までに調整する。	山武町、蓮沼村及び松尾町の使用料等については、現行のとおりとする。 なお、成東町については、平成18年2月に施設の設置が予定されており、今後決定予定。

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
23-2 行政連絡機構の取扱い	行政区の構成	地区数 5地区 行政区数 87区 (区76 自治会11) 最大の区 630世帯 最小の区 6世帯	地区数 — 行政区数 104区 最大の区 536世帯 最小の区 7世帯	地区数 14地区 行政区数 26区 最大の区 154世帯 最小の区 19世帯	地区数 3地区 行政区数 44区 最大の区 258世帯 最小の区 8世帯	行政連絡機構は、原則として現状の区域によるものとする。	
	委 嘱	町長が委嘱 区長 76名 自治会長 11名 任期 1年 ※再任は妨げない	町長が委嘱 行政連絡員 104名 任期 1年 ※再任は妨げない	村長が委嘱 区長 26名 任期 1年 ※再任は妨げない	町長が委嘱 区長 44名 任期 1年 ※再任は妨げない		
	主な事務	1. 町行政に係る周知、伝達に関する事 2. 町行政に対し当該行政区又は自治会内の住民の要望及び意見の具申に関する事 3. 町が発行する文書等の配布に関する事 《回覧等依頼》 毎週木曜日 4. 公の機関からの募金に関する事 5. 公の機関からの依頼事項の調査、報告に関する事 6. その他町長が必要と認める事項	1. 町行政の周知及び伝達に関する事 2. 地区住民の建設的な意見の具申に関する事 3. 依頼事項の調査、報告に関する事 4. 各種文書の配布に関する事 《回覧等依頼》 毎月第2・第4木曜日 5. その他町長が特に必要と認めたこと	1. 村行政の周知、伝達に関する事 2. 地域住民の建設的意見の具申に関する事 3. 簡易な調査、報告に関する事 4. 各種文書の配布に関する事 《回覧等依頼》 毎月15日と末日 5. その他村長が特に必要と認めたもの	1. 町行政の周知伝達に関する事 《回覧等依頼》 毎月1日と15日 2. 依頼事項の調査及び報告に関する事 3. 各種文書の配布に関する事 4. 町主催行事の推進協力に関する事 5. その他町長が必要と認めたこと	行政連絡機構の運営方法(区長会、配布物の範囲及び配布依頼の頻度等)については、合併時まで調整する。	1. 市行政の周知、伝達に関する事 2. 市行政に対し地区住民の要望及び意見の具申に関する事 3. 公の機関からの依頼事項、調査及び報告に関する事 4. 各種文書の配布に関する事 《回覧等依頼》 毎月第2・第4木曜日 5. その他市長が必要と認めたこと

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
	区長会連合会等	成東町区長会	—	蓮沼村区長会	松尾町区長会連合会	報酬及び運営経費等については、合併時までに統一する。	山武市区長会連合会を設置する。
	主な事務	・総会、役員会、理事会の開催 ・県外視察研修（1回） ・行政の行う行事等への協力	—	・総会、役員会の開催 ・行政の行う行事等への協力	・区長会連合会会員相互の親睦と福利増進を行うための事業 ・研修に関する事業 ・その他必要な事業		・区長会連合会会員相互の親睦と福利増進を行うための事業 ・研修に関する事業 ・その他必要な事業
	開催月	総会 毎年4月 役員会 随時	行政連絡員会議 4月	定例会 4月、7月 必要に応じて臨時会開催。 役員会 随時 県外視察研修 11月	定例会 4月 必要に応じて臨時会開催。 役員会 随時		総会 4月予定 必要に応じて臨時総会開催。 役員会 随時
	補助金	区長会活動助成金 平成15年度2,166千円	—	（県外視察へのバス借上料 200千円の助成）	平成15年度 300千円		平成18年度の運営経費等については、補助金120万円とする。

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
20 国民健康保険事業の 取扱い	減 免	・災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者	・災害等により生活が著しく困難となった者 ・死亡又は心身に重大な障害を受け収入が著しく減少した場合 ・貧困により生活が著しく困窮している場合	・災害等により生活が著しく困難となったもの又はこれに準ずると認めら ・特殊の事情がある者で保険料の納付が不可能と認められるもの	・貧困により生活のため公私の扶助を受ける者又はこれに準ずると認めら ・当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認めら ・災害等により、被保険者及び被保険者以外の者で生計を一にする者の財産について甚大な損害を ・その他特別な事情がある者	合併時に再編する。	災害その他の特別な事情がある者
	出 産 育 児 一 時 金 貸 付 事 業	該当なし	出産育児一時金の支給を受けると見込まれる世帯主に対し、出産育児一時金の支給に係る出産に要する費用を支払うための資金を貸し付ける。 貸付対象 ・出産予定まで1ヶ月以内 ・妊娠4ヵ月以上であり、医療機関等から請求を受け、又は支払ったとき 貸付額 ・出産育児一時金支給見込み額の10分の8（24万円以内） 社会福祉協議会で実施	該当なし	該当なし	合併時に統一する。	出産育児一時金の支給を受けると見込まれる世帯主に対し、出産育児一時金の支給に係る出産に要する費用を支払うための資金を貸し付ける。 貸付対象 ・出産予定まで1ヶ月以内 ・妊娠4ヵ月以上であり、医療機関等から請求を受け、又は支払ったとき 貸付額 ・出産育児一時金（30万円）支給見込み額の8/10を限度
	短期人間ドック 利 用 助 成	対象者 ・年齢30歳以上 ・利用後1年以上経過 ・納期到来の国保料完納 助成額 ・検査費用額の8割（50,000円限度） 検査医療機関 ・町が契約した医療機関	対象者 ・国保加入1年以上 ・年齢35歳以上 ・利用後1年以上経過 ・納期到来の国保税完納 助成額 ・検査費用額の7割（40,000円限度） 検査医療機関 ・なし	対象者 ・国保加入者 ・年齢30歳以上老保適用なしの者 ・利用後1年以上経過 ・納期到来の国保料完納 助成額 ・検査費用額の8割（50,000円限度） 検査医療機関 ・村が契約した医療機関	対象者 ・国保加入者 ・年齢35歳以上老保適用なしの者 ・利用後1年以上経過 ・納期到来の国保税完納 助成額 ・検査費用額の7割（42,000円限度） 検査医療機関 ・なし	事業内容、助成額を合併時に統一する。	対象者 ・国保加入1年以上 ・年齢30歳以上 ・利用後1年以上経過 ・納期到来の国保税（料）完納 助成額 ・検査費用額の8割（50,000円限度） 検査医療機関 ・市が契約した医療機関（検査時自己負担のみ） ・その他の医療機関（検査時一時全額負担）

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
	高額医療費 貸付事業	高額な療養に要する費用を支払うための資金の貸付対象者 ・低所得者世帯の世帯主 ・納期到来の保険料完納 貸付額 ・高額の給付見込み額の9/10相当額で1,000円未満切捨て	高額な療養に要する費用を支払うための資金の貸付対象者 ・低所得世帯の被保険者 貸付額 ・高額の給付見込み額の90%相当額で50万円を限度 社会福祉協議会での対応	高額な療養に要する費用を支払うための資金の貸付対象者 ・低所得世帯の被保険者 貸付額 ・高額の給付見込み額の8/10相当額で1万円から30万円	高額な療養に要する費用を支払うための資金の貸付対象者 ・低所得世帯の被保険者 貸付額 ・高額の給付見込み額の8/10相当額で1万円から30万円 保健福祉課で対応	貸付対象者、貸付額を合併時に統一する。	貸付対象者 ・低所得者世帯の世帯主 ・納期到来の保険料(料)完納 貸付額 ・高額の給付見込み額の9/10相当額で1,000円未満切捨て
	国民健康 保険運営 協議会	国民健康保険事業の運営に関する事項を審議す委員の定数 15人 報酬 ・月額 会長 6,600円 委員 5,900円	国民健康保険事業の運営に関する事項を審議す委員の定数 9人 報酬 ・月額 会長 19,500円 委員 18,200円	国民健康保険事業の運営に関する事項を審議す委員の定数 9人 報酬 ・月額 会長 32,000円 副会長 29,000円 委員 27,000円	国民健康保険事業の運営に関する事項を審議す委員の定数 9人 報酬 ・月額 会長 6,900円 委員 5,800円	新市において新たに設置する。なお、報酬額については、月額報酬とし合併時までに調整する。	委員の定数 16人 内訳 (1)被保険者の代表 5人 (2)保険医又は保険薬剤師の代表 5人 (3)公益の代表 5人 (4) 被用者保険等保険者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第81条の2第1項に規定する被用者保険等保険者をいう。)の代表 1人 報酬 ・月額 委員 6,400円
	健康優良世帯に対する記念品贈呈事業	1年間無受診であった国保世帯に優良世帯として記念品を贈呈する 4,000円程度	1年間無受診であった国保世帯に優良世帯として記念品を贈呈する 3,000円程度	1年間無受診であった国保世帯に優良世帯として記念品を贈呈する 5,000円程度	2年間(2人以上世帯は1年間)無受診であった世帯に健康優良世帯として記念品贈呈する 4,000円程度	対象世帯及び記念品の額等について調整し、引き続き実施する。	対象世帯 ・1年間無受診であった国保世帯 記念品の額 ・4,000円程度

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
23-19 生活環境事業の取扱い	【公害防止条例の規制基準の調整】 (指定区域) 騒音規制法 振動規制法 悪臭防止法 (規制値) 騒音規制法 振動規制法 悪臭防止法 町村の条例 (協定等の締結) 【残土による埋立て及び小規模埋立て等の許可】	都市計画法による用途地域 " " " " 上乗せ規制なし " " " " (騒音) 昼間60デシベル、朝夕55デシベル、夜間50デシベル なし (成東町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害発生防止に関する条例) 【目的】 土砂等の埋立て等による土壌の汚染、災害の発生防止及び生活環境の保全 【内容】 埋立てる土地の面積が500㎡以上3000㎡未満の場合に町長許可(3,000㎡以上の場合、県知事の許可) 【手数料】 許可申請手数料 1件 2万円 変更許可申請手数料 1件 1万円 事前協議制度あり	都市計画法による用途地域 " " " " 上乗せ規制なし " " " " (騒音) 昼間60デシベル、朝夕55デシベル、夜間50デシベル なし (山武町残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例) 【目的】 町民が飲用水を全て地下水に依存しているため、町民の健康を保護する上で地下水の水質の保全が不可欠である。そこで、残土の埋立て規制や地下水保全協定に関し必要な事項を定めることにより、地下水の水質を保全し、あわせて災害の発生を未然に防止することを目的とする。 【内容】 全ての残土埋立て行為について、特に300㎡以上の残土埋立事業は町長の許可が必要になる。 【手数料】 許可申請手数料 1件 4万8千円 変更許可申請手数料 1件 2万8千円	該当なし (蓮沼村小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害発生防止に関する条例) 【目的】 土砂等の埋立て等による土壌の汚染、災害の発生防止及び生活環境の保全 【内容】 埋立てる土地の面積が500㎡以上3000㎡未満の場合に村長許可(3,000㎡以上の場合、県知事の許可) 【手数料】 許可申請手数料 1件 2万円 変更許可申請手数料 1件 1万円 事前協議制度あり	都市計画法による用途地域 " " " " 上乗せ規制なし " " " " 該当なし (松尾町小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害発生防止に関する条例) 【目的】 土砂等の埋立て等による土壌の汚染、災害の発生防止及び生活環境の保全 【内容】 埋立てる土地の面積が500㎡以上3000㎡未満の場合に町長許可(3,000㎡以上の場合、県知事の許可) 【手数料】 許可申請手数料 1件 2万円 変更許可申請手数料 1件 1万円 事前協議制度あり	(2) 公害防止に関する規制基準については、成東町の例を基本に合併時に再編する。 (3) 残土による埋立て及び小規模埋立て等の許可事務については、地域の実情を踏まえ合併時までに調整する。	公害防止に関する規制基準については、成東町の例により統一する。 残土による埋立て及び小規模埋立て等の許可事務については、山武町の例により統一する。

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
	【ごみの資源化】 資源回収運動奨励事業	【内容】 区、PTA、子ども会等の団体に対し、奨励金を交付することにより、資源再利用の推進、ごみの減量及び生活環境の保全を図る。	【内容】 PTA、子ども会等の団体に対し、奨励金を交付することにより、資源再利用の推進、ごみの減量及び生活環境の保全を図る。また、併せて回収業者にも奨励金を交付する。	【目的】 ごみの減量及び資源の再利用を促進するため、子ども会及びPTA等の各種団体で実施した資源回収に対し、奨励金を交付する。	【内容】 ごみの減量及び資源の再利用を促進するため、子ども会、PTA及び各種公共的団体が実施した資源回収に対し、奨励金を交付する。		1. 補助対象品目は、松尾町の品目とする。 2. 補助額は、全品目5円/kgとする。 3. 補助団体は、登録団体とする。
	【環境美化事業（ゴミゼロ運動等）】	【ゴミゼロ運動】 町区長会との共催により主要道路沿等の空缶・空瓶等を回収する。 実施は、5月と10月の年2回	【ゴミゼロ運動】 町内全世帯、役場職員により主要道路沿等の空缶・空瓶等を回収する。 実施は、5月と12月の年2回	【ゴミゼロ運動】 村内全世帯、役場職員により村内全域の空缶・空瓶等を回収する。 実施は、5月の年1回 【平成15年度 補助金】 地区の世帯に500円を兼じ地区に交付。	【補助対象及び補助額】 紙類・繊維類 補助額 5円/kg アルミ類 補助額 3円/kg 【補助対象及び補助額】 紙類・繊維類 補助額 5円/kg アルミ缶・ペットボトル・紙パック・白色トレイ 補助額 20円/kg スチール缶 補助額 10円/kg 【平成15年度 補助金】 地区均等割 5,000円/地区22万円（44地区）332,800円を世帯数割で交付		

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
	空地の雑草除去指導	・あき地の所有者に対して管理不良状態にならないよう適正に講ずるよう指導又は勧告をする。 ・所有者がその指導又は勧告に従わないときは雑草等の除去、管理不良状況の改善を命令する。 ・あき地の所有者自ら除去をすることができないときは、業者を紹介して処理してもらうようにする。	・あき地の所有者に対して雑草の除去又は防止のために必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をする。 ・所有者がその指導又は勧告に従わないときは雑草の除去、不良状況の改善を命令する。 ・あき地の所有者自ら除去をすることができないときは、業者を紹介して処理してもらうようにする。 ・衛生・環境上、特に必要とされるものについては町が除去する。	・あき地の所有者に対して雑草の除去又は防止のために必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をする。 ・所有者がその指導又は勧告に従わないときは雑草の除去、不良状況の改善を命令する。 ・あき地の所有者自ら除去をすることができないときは、業者を紹介して処理してもらうようにする。	・あき地の所有者に対して雑草の除去又は防止のために必要な措置を講ずるよう指導又は勧告をする。 ・所有者がその指導又は勧告に従わないときは雑草の除去、不良状況の改善を命令する。 ・あき地の所有者自ら除去をすることができないときは、業者を紹介して処理してもらうようにする。		山武町の例により統一する。
	【不法投棄の防止対策】 不法投棄の監視	①警察環境監視員の採用 警察官OBを環境監視員（臨時職員）として採用し、その経験を生かしパトロールや立入検査を実施する。 ②環境美化パトロール 成東町シルバー人材センターに委託し、町内のパトロールを実施している。 ③不法投棄監視員の設置 監視員を15名委嘱し、パトロールの実施及び状況報告 ④不法投棄防止看板の設置 区・自治会等からの要望により設置。	①警察環境監視員の採用 警察官OBを環境監視員（嘱託職員）として採用し、その経験を生かしパトロールや立入検査を実施する。 ②環境美化パトロール 山武町シルバー人材センターに委託し、町内のパトロール及び不法投棄によるゴミの回収を実施している。 ③不法投棄監視員の設置 監視員を10名委嘱し、パトロールの実施及び状況報告 ④NPO山武町環境問題連絡協議会による監視 ⑤郵便局との協定により不法投棄を発見した場合、町への通報 ⑥不法投棄防止看板の設置 地区等からの要望により設置。	①不法投棄監視員の設置 監視員を8名委嘱し、パトロールの実施及び状況報告 ②不法投棄防止看板の設置 ③不法投棄をされた場所及び地区からの要望により設置。	①環境美化パトロール 松尾町シルバー人材センターに委託し、町内のパトロール及び不法投棄ごみの撤去を実施。 ②不法投棄監視員の設置 監視員を10名委嘱し、パトロールの実施及び状況報告 ③不法投棄防止看板・不法投棄防護柵の設置自治会等からの要望により設置。	(5) 不法投棄の防止対策については、合併時に再編する。 なお、不法投棄監視員や不法投棄監視カメラ等の設置については、新市において、統一的な体制を整備するよう調整する。	1. 警察官OBを環境監視員（嘱託職員）として3名採用し、その経験を生かしパトロールや立入検査を実施する。 2. 公募と推薦により不法投棄監視員を設置する。

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
	ポイ捨て禁止	【概要】 1. 空き缶等のごみ捨ての禁止 2. ごみの散乱防止 3. 空き地の適正管理 4. 自動販売機の設置の届出 設置者からの事前の届出 回収容器の設置及び管理 5. 勧告等 適正に管理なされていない場合は勧告、勧告に従わないときは命令、命令違反は5万円以下の罰	【概要】 1. 空き缶等のごみ捨ての禁止 2. 事業者に空き缶等の散乱防止の措置を義務付け 3. 違反者に対して勧告できる 4. 勧告命令に違反した者は5万円以下の罰金	該当なし	該当なし		
	【不法投棄廃棄物回収（放置自転車含む）】	公共用地内に不法投棄されている廃棄物について、管理者に対して処理を行うよう依頼する。または、直接回収・処理を行う。また、放置されている自転車等については、警察署に通報・捜査依頼し、廃棄物と認められた自転車について、町で回収・処分する。 回収した廃棄物については、清掃組合で処理できるものは清掃組合に搬入し、処理困難物については、業者委託（産業廃棄物等）して処分する。なお、産業廃棄物は収集運搬と処分業者とそれぞれ個別に年間契約してある。	不法投棄物については、投棄者調査を行い適正な処理をするよう指導する。悪質なものについては、警察に連絡を取り行う。 投棄者不明の場合においては、土地の管理者に対して適正な処理を行うよう要請する。また、シルバー人材センターへ業務委託をし、環境パトロール隊を編成している。環境パトロール隊にて回収・処理を指示する。 放置自転車等については、警察署に通報・捜査依頼し、廃棄物と認められた物について、環境パトロール隊にて回収・処理を行う。 不法投棄された特定家庭用機器対象品目については、排出者の特定を行うよう努力しているが、ほとんどの物について排出者の特定が出来ないのが現状である。	公共用地内に不法投棄されている廃棄物を回収・処分する。また、長期間放置されている自転車について、警察に通報・捜査依頼し、廃棄物と認められた自転車について、村で回収・処分する。	公共用地内に長期間放置されている自転車について、警察に通報・捜査依頼し、廃棄物と認められた自転車について、町で回収・処分する。		

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
		【不法投棄車両借上事業】 清潔で美しい町づくりのため、区及び自治会で行う不法投棄された廃棄物の処理に伴う、車両を借り上げた場合における当該車両借り上げに要した経費を補助金として交付。（補助率）20、000円を限度に経費の2分の1	不法投棄された家電4品目については、町のストック場所へ一時保管し、随時組合の集積場所に搬入する。回収した不法投棄物で、所有者（管理者）が特定できない場合は、町で処理する。一般廃棄物として分別できるものは、分別し、組合に搬入する。その他の産業廃棄物については、処理業者と業務委託契約を結び処理を依頼する				
	その他生活環境事業 【墓地（公営墓地の状況）】	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等の基準その他墓地等の経営に関し必要な事項を条例で定めている。	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等の基準その他墓地等の経営に関し必要な事項を条例で定めている。	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等の基準その他墓地等の経営に関し必要な事項を条例で定めている。	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第10条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等の基準その他墓地等の経営に関し必要な事項を条例で定めている。 （埋葬の禁止）	（2）墓地の経営許可に関する事務は、松尾町の例を基本に合併時に再編する。	成東町の例に埋葬禁止を加え統一する。

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
23-20 農林水産事業の取扱い	【農業振興事業】 園芸用廃プラスチック適正処理対策事業	園芸用廃プラスチック適正処理対策事業 【回収搬入】 町廃プラスチック対策協議会で回収、再生処理工場に搬入する。 【補助率】 県 1/4 町 1/2 全農 1/4 (H15予算) 2,779千円	園芸用廃プラスチック適正処理対策事業 【回収搬入】 各生産組織単位で8月と10月に回収し、再生処理工場へ搬入する。また、個人での搬入も随時受け付ける。 【補助率】 県 1/4 町 1/2 全農 1/4 (H15予算) 7,098千円	園芸用廃プラスチック適正処理対策事業 【回収搬入】 廃プラスチック対策協議会が決めた回収日(年2回位の実施)に協議会加入者に通知し回収、再生処理工場へ搬入する。また、個人での搬入も随時受け付ける。 【補助率】 県 1/4 村 1/4 個人 1/4 全農 1/4 (H15予算) 404千円	園芸用廃プラスチック適正処理対策事業 【回収搬入】 各生産組織単位で7月と11月に回収し、再生処理工場へ搬入する。 【補助率】 県 1/4 町 1/2 全農 1/4 (H15予算) 1,885千円	1. 農政関係事業 (3)農業振興事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、同一又は類似する事業は、合併時に統一する。 園芸用廃プラスチック適正処理対策事業については、次のとおりとする。 ①受益者負担は無しとする。 ②廃プラスチック対策協議会は統合する。ただし、地域の実情を踏まえ旧町村単位で支部制をとる。 ③年2回の実施とするが収集運搬は支部で行う。 ④個人での搬入は、随時受ける。	
	結婚相談事業	結婚相談事業 【H12～H14実績】 1件 【組織】 相談員 14名 【任期】 2年 (H15予算) 報酬 委員長 6,600円/日 その他 5,900円/日	結婚相談事業 【H12～H14実績】 4件 【組織】 相談員 15名以内 (H17改正:5名以内) 【任期】 2年 (H15予算) 報酬 相談員 18,200円/年 報酬 媒酌人報酬 100,000円/1回 活動費報酬 200,000円 (10,000円×15人+ 50,000円=200,000円)	結婚相談事業 【H12～H14実績】 0件 【組織】 相談員 11名 【任期】 2年 平成15年度予算 活動費補助金 400,000円 その他 10,000円		現行の結婚相談所は廃止し、新市において、新たに1つの結婚相談所を設置する。 【組織】 相談員20名以内 【任期】 2年 【報酬】 6,400円/人 【活動費補助金】 平成17年度の3町村の予算内で調整する。	

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
	【農用地の有効利用】	利用権設定等促進事業 【目的】 農用地の有効利用と経営規模の拡大を目的とした農用地の権利移動を円滑に進める。	利用権設定等促進事業 【目的】 農用地の有効利用と経営規模の拡大を目的とした農用地の権利移動を円滑に進める。 農地流動化等助成事業補助金 (H15予算) 410千円 【内容】 補助金農地の流動化を推進する。農地パトロール等を行い遊休農地等の適正な管理及び利用集積（利用権設定）を行い遊休農地の解消を行うため、補助金を交付する。また、認定農業者のみ借地者にも交付。 【補助額】 (10a 当たり) 貸付者 6年以上10年未満(新規) 5,000円 6年以上10年未満(更新) 3,000円 10年以上(新規) 7,000円 10年以上(更新) 5,000円 借受者 認定農業者のみ 6年以上10年未満(新規) 5,000円 6年以上10年未満(更新) 3,000円 10年以上(新規) 7,000円 10年以上(更新) 5,000円	利用権設定等促進事業 【目的】 農用地の有効利用と経営規模の拡大を目的とした農用地の権利移動を円滑に進める。 農地流動化等助成事業補助金 (H15予算) 一千円 【内容】 現在のところ賃借権の設定を行った認定農業者及び貸付者への補助金は行っていない。認定農業者を中心に借受者への補助金交付を望む声が多いことから、平成16年度から実施を検討している。 【補助額】 (10a 当たり) 貸付者 6～10年未満 (新規10,000円、再設定 8,000円) 10年以上 (新規20,000円、再設定15,000円) 借受者（認定農業者） 3～6年未満 (新規 2,000円、再設定 2,000円) 6～10年未満 (新規 5,000円、再設定 3,000円) 10年以上 (新規 8,000円、再設定 6,000円)	利用権設定等促進事業 【目的】 農用地の有効利用と経営規模の拡大を目的とした農用地の権利移動を円滑に進める。 農地流動化推進事業補助金 (H15予算) 2,000千円 【内容】 3年以上の賃借権の設定を行った認定農業者及び貸付者に対して補助金を交付する。 【補助額】 (10a 当たり) 貸付者 6～10年未満 (新規10,000円、再設定 8,000円) 10年以上 (新規20,000円、再設定15,000円) 借受者（認定農業者） 3～6年未満 (新規 2,000円、再設定 2,000円) 6～10年未満 (新規 5,000円、再設定 3,000円) 10年以上 (新規 8,000円、再設定 6,000円)	(6) 農用地の有効利用に係る各事業及び施策は、山武町の例を基本に合併時に統一する。	農用地の有効利用に係る各事業及び施策は、山武町の例により統一する。

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
	【畜産関係事業】 畜産振興対策事業	酪農組合補助金 (H15予算) 100千円 【補助率】 定額 家畜改良増殖事業 (H15予算) 196千円 【補助率】 (受精料-4,500円) ×70% 基礎牛導入事業補助金 (H15予算) 150千円 【補助率】 一頭につき 50千円	自給飼料増産対策事業 (H15で廃止)		畜産環境保全対策委員会補助金 (H15予算) 300千円 【補助率】 定額 優良種牡牛種付料補助金 (H15予算) 600千円 【補助率】 種代の1/2 (1種の上限は3千円)	3. 畜産関係事業 畜産振興対策事業及び畜産防疫対策事業については、松尾町の例を基本に合併時まで調整する。	畜産振興対策事業については、次のとおりとする。 ①畜産環境保全委員会補助金は、定額200千円とする。 ②優良種牡牛種付料補助金は、補助率1/2以内、上限3,000円とする。 ③畜舎周辺対策事業補助金は、補助率1/2以内、上限50,000円とする。 ④基礎牛導入事業補助金は、廃止する。
	畜産防疫対策事業		家畜防疫事業補助金 牛、豚、鶏の予防注射の実施に対する助成 (H15予算) 625千円 【補助率】 1/2以内	家畜伝染病予防事業補助金 牛、豚、鶏の予防注射の実施に対する助成 (H15予算) 133千円 【補助率】 1/5以内	乳牛アカバネ病予防対策補助金 (H15予算) 237千円 【補助率】 1/4以内 オーエスキー病防疫対策事業 (H15予算) 762千円 【補助率】 1/8以内 種豚予防注射補助事業 (H15予算) 282千円 【補助率】 1/4以内		畜産防疫対策事業については、牛・豚の予防注射の実施に対し、事業費の1/5以内を補助する。

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
	林業関係事業 【林業振興関係事業】	森林機能強化対策事業 (H15予算) 423千円 【補助対象】 下刈・枝打・間伐・搬出 【補助率】 県 4/10以内 町 1/10以内 サンプスギ溝腐病総合 対策事業 (H15予算) 796千円 【補助対象】 罹病木伐倒・集積 【補助率】 県 50/100以内 町 10/100以内	森林機能強化対策事業 (H15予算) 1,190千円 【補助対象】 下刈・枝打・間伐・搬出 【補助率】 県 4/10以内 町 3/10以内 サンプスギ溝腐病総合 対策事業 (H15予算) 7,529千円 【補助対象】 罹病木伐倒・集積 【補助率】 県 50/100以内 町 20/100以内 造林事業 (H15予算) 905千円 【補助対象】 一般造林、県単造林 に該当する事業につい て、標準事業費の7/10 になるように補填す る。 【補助率】 3/10以内（関係機関 補助とあわせて7/10）		森林機能強化対策事業 (H15予算) 910千円 【補助対象】 下刈・枝打・間伐・搬出 【補助率】 県 4/10以内 町 3/10以内 サンプスギ溝腐病総合 対策事業 (H15予算) 1,680千円 【補助対象】 罹病木伐倒・集積 【補助率】 県 50/100以内 町 20/100以内	4. 林業関係事業 (2) 林業振興関係事 業については、山武町 の例を基本に合併時に 統一する。	林業振興関係事業に ついては、山武町の例 により統一する。
	【鳥獣被害駆除防除対 策事業】	有害鳥獣駆除 1回につき3ヶ月を限度 例年（5月中旬～6月中 旬） (H15予算) 有害鳥獣駆除委託料 (町親友会へ委託) 236千円 駆除従事者保険料 31千円	有害鳥獣駆除 年2回（4月～10月） (H15予算) 有害鳥獣駆除委託料 (町親友会へ委託) 300千円 駆除従事者保険料 139千円	有害鳥獣駆除 年2回 (H15予算) 有害鳥獣駆除委託料 (村親友会へ委託) 240千円 駆除従事者保険料 68千円	有害鳥獣駆除 年1回～2回（苦情あり 次第実施） (H15予算) 有害鳥獣駆除委託料 (町親友会へ委託) 300千円 駆除従事者保険料 180千円		

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
	【火入れ許可】	【申請】 10日前までに申請 【許可対象期間】 1件につき7日以内 【許可対象面積】 1ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を0.5ヘクタール以下に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の1区画の火入れを行う場合には、1ヘクタールを超えて許可することができる。	【申請】 7日前までに申請 【許可対象期間】 1件につき8日以内 【許可対象面積】 1ヘクタールを超えないものとする。	【申請】 7日前までに申請 【許可対象期間】 1件につき7日以内 【許可対象面積】 1ヘクタールを超えないものとする。	【申請】 7日前までに申請 【許可対象期間】 1件につき7日以内 【許可対象面積】 1ヘクタールを超えないものとする。	(5) 火入れ許可については、成東町の例を基本に合併時に統一する。	火入れ許可については、成東町の例により統一する。

協定項目	事務事業等	現況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
23-21 商工・観光事業の取扱い	商工関係事業 【中小企業振興融資資金】	(貸付金額及び期間) 運転資金 500万円以内 3年以内 設備資金 1000万円以内 7年以内 (中小企業誘致制度については、平成16年度で廃止) (貸付利率) 1年以上3年以内 2.9% 3年超～7年以内 3.3%	(貸付金額及び期間) 運転資金 500万円以内 5年以内 設備資金 1000万円以内 10年以内 特別小口貸付金 200万円以内 3年以内 (貸付利率) 3年以内 3.1% 3年超～5年以内 3.5% 5年超～10年以内 3.7%	(貸付金額及び期間) 長期経営資金 運転資金 700万円 5年以内 設備資金 1000万円 7年以内 短期経営資金 運転資金 500万円 1年以内 (貸付利率) 1年以内 2.5% 5年以内 3.2% 7年以内 3.4%	(貸付金額及び期間) 長期経営資金 運転資金 700万円 3年以内 設備資金 1000万円 7年以内 短期経営資金 運転資金 500万円 1年以内 (貸付利率) 1年以内 2.5% 3年以内 3.0% 7年以内 3.4%	融資、利子補給制度の内容については合併時までに調整する。	新市の中小企業振興資金利子補給制度については、下記のとおりとする。ただし、現行の借入者は、償還が終了するまで現行のとおりとする。 【新市の中小企業振興資金の種類】 ・千葉県中小企業振興資金（季節資金及び短期運転資金を除く。） ・国民生活金融公庫 ・中小企業金融公庫 ・中小企業特別経営安定対策資金 【利子補給】 ・利子に対し20%以内とする。 ・利子補給の限度額は1事業者に対し50万円を限度とする。 ・利子補給期間は10年を限度とする。 【預託金】 ・無し 受付の取扱いは、商工会及び金融機関に依頼する方向で調整中。
	【貸付金融機関】	(貸付金融機関) 千葉銀行 銚子信用金庫	(貸付金融機関) 千葉/京葉銀行 千葉信用金庫	(貸付金融機関) 千葉銀行 銚子信用金庫	(貸付金融機関) 千葉/京葉銀行 銚子信用金庫		
	【中小企業資金融資利子補給事業】	(H15予算) 23,189千円 (利子補給率) 融資資金利子補給 3.0%以内 国、県運営資金利子補給 1.0%以内	(H15予算) 561千円 (利子補給率) 年3.0%以内	(H15予算) 175千円 (利子補給率) 年4.0%以内	(H15予算) 300千円 (利子補給率) 年4.0%以内		
	【預託金】	(H15予算) 20,000千円	(H15予算) 20,000千円	(H15予算) 20,000千円	(H15予算) 25,000千円		
	【融資資金運営審議会等】	成東町中小企業資金融資運営委員会 (融資額が500万円超の場合に開催) 町議会議員 2名 融資金融機関代表 2名 商工会代表 1名 学識経験者 3名	山武町中小企業振興融資資金運営審議会 (貸付額に関係なくすべて開催する) 金融機関代表 3名 商工会代表 1名 知識経験者 3名	基沼村中小企業振興融資資金運営審議会 (必要に応じて委員長が招集) 融資金融機関代表 2名 商工会代表 1名 学識経験者 1名	松尾町中小企業振興融資資金運営審議会 (必要に応じて委員長が招集) 融資金融機関代表 3名 商工会代表 2名 学識経験者 2名		中小企業振興融資資金運営審議会は、新市において新たに設置する。委員は9名以内とし、報酬は、日額とし6,400円/人とする。 【委員構成】 金融機関代表 4名 商工会代表 1名 学識経験者 4名

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
	【消費者行政】	【概要】 生活情報誌配布、消費生活相談、立入検査 消費生活相談 相談日：毎月第2第4金曜日（午前8時から午後4時） その他の場合は県の消費生活相談窓口を紹介する。 相談結果について、月ごとに県消費者センターへ報告する。	【概要】 各種モニター（国民生活モニター等）の推薦、生活情報誌配布、消費生活相談窓口の紹介、立入検査の実施 消費生活相談 県の消費生活相談窓口を紹介する。	【概要】 生活情報誌配布、消費生活相談、立入検査 消費生活相談 消費者からの苦情について千葉県消費者センター等紹介。	【概要】 生活情報誌配布、消費生活相談、立入検査 消費生活相談 県の消費生活相談窓口を紹介する。	消費生活相談員、相談回数、相談場所等については合併時まで調整する。	消費生活相談員は、1名とし毎月第2第4金曜日（午前10時から午後4時）を基本に本庁で開催する。
	【海水浴場の管理】	◎海水浴場の設置 【開設期間】 平成15年7月12日（土）～8月24日（日）44日間 【名称】 ・本須賀海水浴場 ・白幡、井之内海水浴場 ・小松海水浴場 【平成15年度予算】 海水浴場監視業務委託料 14,063千円 海水浴場設備設置撤去など 3,118千円 駐車場管理費等 2,600千円		◎海水浴場の設置 【開設期間】 平成15年7月21日（月）～8月26日（火）37日間 【名称】 ・殿下海水浴場 ・中下海水浴場 ・南浜海水浴場 【平成15年度予算】 海水浴場監視業務委託料 12,672千円 他海水浴場関係 6,262千円		海水浴場の開設期間、管理は合併時まで調整する。	海水浴場の開設期間は、成東町の例により統一する。管理については現行のとおり新市に引き継ぐ。

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
23-24 学校給食事業の取扱い	【学校給食センター運営委員会】	成東町学校給食センター運営委員会 ○活動内容 ①給食費の徴収額の審議 ②給食センター経費の収支予算並びに決算の審議に関する ③その他運営に必要な事項 ○運営委員報酬 日額6,600円（委員長） 日額5,900円（委員）	山武町学校給食センター運営委員会 ○活動内容 ①給食費の徴収額の審議 ②給食センター経費の収支予算並びに決算の審議に関する ③その他運営に必要な事項 ○運営委員報酬 日額5,800円	蓮沼村学校給食センター運営委員会 ○活動内容 ①給食費の徴収額の審議 ②給食センター経費の収支予算並びに決算の審議に関する ③その他運営に必要な事項 ○運営委員報酬 日額5,400円	松尾町学校給食事業運営委員会 ○活動内容 ①教育委員会の諮問に応じ助言する ②給食センターの運営及び学校との連絡調整に関する ③学校給食事業の向上、充実及び調査、研究に関する ④その他目的達成のため必要な事項 ○運営委員報酬 無報酬	2. 学校給食センター運営委員会については、学校給食の充実・発展とその運営を円滑に図るため、合併時に再編する。 なお、報酬については日額とし、合併時に統一する。	新市において、新たに学校給食運営委員会を設置する。なお、委員の定数は14名以内とし、報酬は日額6,400円/人に統一する。 【運営委員】 議会議員 1名 小・中学校の校長 4名 小・中学校のPTA会長 4名 学校医代表 1名 学校歯科医代表 1名 学校薬剤師代表 1名 学識経験者 1名 幼稚園教諭代表 1名 合計14名
23-25 学校教育事業の取扱い	【要保護・準要保護児童・生徒等の就学援助】	○経済的理由により義務教育への就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学校必要経費の一定額を援助する。 ○支給金額 ・国の補助基準単価と同じ ○平成14年度支給対象児童・生徒数 ・小学校 40人 （全児童の2.7%） ・中学校 19人 （全生徒の2.4%）	○経済的理由により義務教育への就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学校必要経費の一定額を援助する。 ○支給金額 ・国の補助基準単価と同じ ○平成14年度支給対象児童・生徒数 ・小学校 32人 （全児童の2.1%） ・中学校 19人 （全生徒の1.9%）	○経済的理由により義務教育への就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学校必要経費の一定額を援助する。 ○支給金額 ・国の補助基準単価と同じ ○平成14年度支給対象児童・生徒数 ・小学校 7人 （全児童の2.5%） ・中学校 2人 （全生徒の1.3%）	○経済的理由により義務教育への就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学校必要経費の一定額を援助する。 ○支給金額 ・国の補助基準単価と同じ ○平成14年度支給対象児童・生徒数 ・小学校 7人 （全児童の1.9%） ・中学校 9人 （全生徒の1.4%）	2. 要保護、準要保護児童生徒の就学援助については、合併時に統一する。	【要保護】 ・修学旅行にかかる実費を援助する。 【準要保護】 ・修学旅行、校外活動費（宿泊有）、給食費にかかる実費を援助する。 ・校外活動費（宿泊無し）、学用品費、通学用品費、新入学用品費にかかる費用は国基準により援助する。 ・医療費については、本人負担分を援助する。

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
	【奨学金支給事業】	該当無し	該当無し	○目的 村内に保護者と住所を有する優秀な高校生又はは高等専門学校生徒が、経済的理由によって修学が困難なものに奨学金制度を設け教育の機会均等を図る。 ○奨学金の額 一人月額10,000円以内 人数 1人 平成15年度予算 84,000円 ○奨学生選考委員会 ①委員長 1名 ②副委員長 1名 ③委員 3名	○目的 経済的な理由により、修学の困難な優秀者に対し、予算の範囲内において学費を給付する。 ○給付金の額 給付期間は、給付許可の日から卒業に至るまで月額9,600円	3. 奨学金支給事業については、合併時まで調整する。	高校等進学奨励支給事業は、公立高校等の免除等の措置で対応が可能であるため合併時に廃止する。ただし、現支給対象者は現行のとお市新市に引き継ぐ。
	【児童生徒交通安全対策】	○交通安全用具の支給 新中学1年生対象（自転車通学児童生徒へのヘルメット購入の補助有り）町補助1,000円 ○交通安全教室の開催 ・各小・中学校で年1回開催。 ・週1回の集団下校時に注意喚起	○交通安全用具の支給 交通安全・防犯対策用品の配布 （自転車通学児童生徒へのヘルメット購入の補助有り）1,000円個人負担型 ○内容 町では交通安全・防犯対策として、緑色のチョッキ、パトロール用蛍光マグネット（車用）等を貸出し、街頭指導に活用している。	○交通安全教室の開催 各小・中学校で年1回開催	○交通安全用具の支給 交通安全・防犯対策用品の配布	7. 児童生徒交通安全対策関係事業については、合併時に統一する。	児童生徒の安全対策については、下記のとおり統一する。 ①通学用ヘルメットは、小学生の自転車通学者及び中学1年生に配布する。 ②安全帽子及び防犯ブザーは、小学1年生に配付する。 ③山武町の通学路巡回警備委託等については、地域性を考慮し現行のとお市新市に引き継ぐ。

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
23-26 文化振興事業の取扱い	【文化会館等運営管理】	【成東町文化会館のぎくプラザ】 ・ホール 350席外 【休館日】 ・毎週月曜日（月曜日が祝日にあたる場合はその翌々日） ・国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日 ・年末年始（12月28日から1月4日まで） 【開館時間】 - 午前9時～午後9時30分まで 【委託内容】 - ピアノ調律、夜間警備、電気保安業務、消防設備保守点検、空調設備保守点検、エレベーター保守点検、自動ドア保守点検、植木管理、電話設備保守点検	【さんぶの森文化ホール】 ・ホール 357席外 【休館日】 - 毎週月曜日 - 祝日（月曜日にあたる場合はその翌日） - 年末年始（12月28日から1月4日まで） 【開館時間】 - 午前9時～午後9時30分まで 【委託内容】 - ホール可動イス保守管理、ビデオ及び放送機器一式保守管理、舞台機構関係保守管理、ピアノ保守点検	該当事業なし	該当事業なし	2. 文化会館・博物館の運営管理については現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、開館日等の調整は合併時までに行う。	休館日・受付方法等については、成東町の例により統一する。 【休館日】 ・毎週月曜日（月曜日が祝日にあたる場合はその翌々日） ・国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日 ・年末年始（12月28日から1月4日まで） 【開館時間】 ・午前9時から午後9時30分まで
	【文化財保護】	【文化財審議会の設置】 ①目的 教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に答申する。 ②組織 ・委員は、学識経験のある者の内から教育委員会が委嘱する。定数は10名以内で組織する。任期は2年で再任は妨げない。 ・審議会は教育委員会の諮問に応じ専門的見地から申し入れを行う。現在10名。	【文化財審議会の設置】 ①目的 教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。 ②組織 ・委員は、学識経験のある者から教育委員会が選出し委嘱する。定数は10名以内とする。任期は2年で再任は妨げない。 ・審議会は教育委員会の諮問に応じ専門的見地から申し入れを行う。現在6名。	【文化財審議会の設置】 ①目的 文化財の保護及び活用に関し、教育委員会の諮問に応じ、また意見をし、必要な調査を行う。 ②組織 ・審議会は、委員10名以内で組織する。 ・委員は、学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。 ・委員の任期は2年とし再任を妨げない。現在8名	【文化財審議会の設置】 ①目的 文化財の保存及び活用に関し教育委員会の諮問に答え又は意見を具申し、及びこれらに必要な調査研究を行う。 ②組織 ・審議会は10人以内で組織する。 ・委員は、学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱する。 ・委員の任期は2年とし再任を妨げない。現在10名。	4. 新市における文化財の保存・活用については、地域の特性等を勘案しながら行う。 また、指定文化財の指定の基準については合併時に再編し、指定済みのものは新市に引き継ぐ。	文化財審議会については新市において設置する。なお、委員の定数は10名以内とし、報酬は月額6,400円/人に統一する。

協定項目	事務事業等	現況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	進 沼 村	松 尾 町		
		③報酬 6,600円×1名×4回 5,900円×9名×4回 【埋蔵文化財】 埋蔵文化財に関しては、文化財保護法に基づき教育委員会が管理する。照会業務・試掘調査は教育委員会が行い、確認調査及び本調査は財団法人山武郡市文化財センターに委託する 【指定文化財】 国指定文化財 天然記念物 1 県指定文化財 (有形文化財) 彫 刻 3 有形民俗文化財 1 史 跡 2 天然記念物 2 町指定文化財 (有形文化財) 建築物 1 石塔等 15 (美術工芸品) 絵 画 1 彫 刻 1 書籍典籍等 4 古文書 6 考古資料等 2 歴史資料等 9 無形民俗文化財 2 史跡 12 天然記念物 2 合 計 64	③報酬 年額18,200円×8名 【埋蔵文化財】 埋蔵文化財に関しては、文化財保護法に基づき教育委員会が管理する。照会業務・試掘調査は教育委員会が行い、確認調査及び本調査は財団法人山武郡市文化財センターに委託する 【指定文化財】 記念物 史 跡 2 天然記念物 2 (有形文化財) 美術工芸品 1 彫 刻 1 考古資料 1 (県指定1) 合 計 9	③報酬 5,400円×2回×8名 【指定文化財】 有形文化財 4 無形文化財 1 県指定文化財 1 有形文化財 1 合 計 6	③報酬 6,900円×1名×4回 5,800円×9名×4回 【埋蔵文化財】 埋蔵文化財に関しては、文化財保護法に基づき教育委員会が管理する。照会業務・試掘調査は教育委員会が行い、確認調査及び本調査は財団法人山武郡市文化財センターに委託する 【指定文化財】 史 跡 2 (県指定2) 有形文化財 7 建造物 1 歴史資料 1 登録文化財 1 (県指定1) 無形民俗文化財 4 合 計 15		指定文化財は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、指定基準については、成東町の例により統一する。

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
23-27 社会教育事業の取扱い	【青少年健全育成事業】	成東町青少年育成町民会議 町補助金 450,000円	青少年育成山武町民会議 町補助金 50,000円	該当なし	該当なし	2. 各種講座などの事業、スポーツ関係事業については、当面は現行のとおりとし、合併後に再編する。ただし、統合が必要な事業については、合併時までに調整する。	【青少年育成市町村民会議】 ・新市において、新たに設置する。 【青少年相談員連絡協議会】 ・合併時に統合する。ただし、地域の実情から旧町村単位に支部を置き、当面現行のとおり活動する。
	【成人式】	成東町青少年相談員連絡協議会 補助金 1,116,000円	山武町青少年相談員連絡協議会 補助金 739,000円	蓮沼村青少年相談員連絡協議会 補助金 550,000円	松尾町青少年相談員連絡協議会 補助金 540,000円		
		【概要】 15年度内に満20歳を迎える町民・町出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催する。 【該当者】 昭和58年4月2日生～昭和59年4月1日生 町出身者 【実施日及び会場】 平成16年1月11日(日)	【概要】 15年度内に満20歳を迎える町民・町出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催する。 【該当者】 昭和58年4月2日生～昭和59年4月1日生 町出身者 【実施日及び会場】 平成16年1月11日(日)	【概要】 15年度内に満20歳を迎える村民・村出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催する。 【該当者】 昭和58年4月2日生～昭和59年4月1日生 村出身者 【実施日及び会場】 平成16年1月12日(祝)	【概要】 新成人となった者を祝う式典を行なう。 【該当者】 当該年度に満20歳を迎える町民、町出身者 【実施日及び会場】 当該年度の「成人の日」、またその前の日曜日。実際には消防の「出初め」の日との調整となる。平成16年度は、平成16年1月12日(月)	3. 成人式については、合併時までに調整する。	施設の都合上、旧町村単位で行う。なお、開催方法等の詳細については新市において調整する。

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
	図書館（室）運営管理	【休館日】 毎週月曜日 （月曜日が祝日にあたる場合はその翌々日） ・国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日 ・年末年始（12月28日～1月4日） 館内整理日（毎月最終平日） 特別整理期間（事前に広報） 【開館時間】 午前9時30分～午後6時	【休館日】 毎週月曜日 祝日（月曜日にあたる場合はその翌日） 年末年始（12月28日～1月4日） 館内整理日（毎週最終平日） 特別整理期間（年間14日以内。事前にお知らせ） 【開館時間】 午前9時～午後5時 （15年度は7月23日～8月31日は午後6時まで） 【臨時開館】 5月5日・11月3日	【休館日】 毎週月曜日 祝日（月曜日にあたる場合はその翌日） 年末年始（12月29日～1月3日） 【開館時間】 午前8時30分～午後5時	【休館日】 毎週月曜日 年末年始（12月28日～1月4日） 特別の事情により、館長が休館を認めた日 【開館時間】 午前9時～午後5時	4. 図書館・公民館・社会体育施設等の運営管理については現行のとおりとする。ただし、開館日等の調整は合併時までに行う。	休館日、開館時間等については、成東町の例により統一する。 各図書館のネットワーク等については、合併後に調整を図る。 図書館協議会については、新市において設置する。委員の定数は10名以内とし、報酬は月額6,400円/人に統一する。
	【公民館運営管理】	【開館時間】 午前8時30分～午後5時		【開館時間】 午前8時30分～午後5時 （公民館機能を合併時廃止し、中央会館機能のみとする。）			蓮沼村公民館は合併時に廃止する。 【開館時間】 ・午前9時から午後5時までとする。 【使用時間及び施設使用料】 開館時間の改正に伴い次のとおり改正する。 現行の使用時間8:30～12:30を9:00～12:00に改める。 この時間帯の使用料は現行に3/4を乗じた額に改める。

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
	【学校開放】	【開放施設】 小学校5校 中学校2校 【受益者負担】なし	【開放施設】 小学校4校 中学校2校 【受益者負担】 1時間あたり照明料 全小学校体育館 150円 山武中体育館 150円 山武南中体育館 250円 山武南中武道館 100円	【開放施設】 小学校1校 中学校1校 【受益者負担】なし	【開放施設】 小学校3校 中学校1校 【受益者負担】なし	5. 学校開放については、合併時まで調整する。	学校開放については、下記のとおり統一する。 (使用期間) 上半期と下半期に分ける。(長期利用) ・上半期 4月1日から9月30日まで ・下半期 10月1日から3月31日までとする。 ※短期利用(大会等で1日のみ使用) 「学校施設使用中請書」を教育委員会へ提出して許可を得る。 (使用時間) 体育館 平日 19:00～22:00 休業日 8:00～22:00 運動場 5～10月まで 8:00～18:00 11～4月まで 8:00～16:00 照明料は徴収しない。

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
2 1 介護保険事業の取扱い	【社会福祉法人等による 生計困難者への利用者負 担軽減】	①指定介護老人福祉施設 サービス ②短期入所生活介護 ③通所介護 ④訪問介護 (利用者負担軽減) 2分の1を軽減	①指定介護老人福祉施設 サービス ②短期入所生活介護 ③通所介護 ④訪問介護 (利用者負担軽減) 2分の1を軽減	未実施	未実施	合併時に統一する。た だし、合併期日の属する 年度については、現行の とおりとする。	制度改正により、平成 17年10月に、市町村に統 一した事業の実施が義務 づけられる制度であるた め、現行のとおり新市に 引き継ぐ。
	【保険給付関係】	(給付管理) 国保連合会との月次で 連携することによる情報 の共有化。 (保険給付) 介護保険法で定めるサ ービスを現物給付。特別 給付は行っていない。 (償還払い) 福祉用具購入及び住宅 改修 (受領委任方式) 福祉用具購入及び住宅 改修 (審査支払手数料) 国保連合会へ委任 (システム) MC介護保険システム	(給付管理) 国保連合会との月次で 連携することによる情報 の共有化。 (保険給付) 介護保険法で定めるサ ービスを現物給付。特別 給付は行っていない。 (償還払い) 福祉用具購入及び住宅 改修 (審査支払手数料) 国保連合会へ委任 (システム) MC介護保険システム	(給付管理) 国保連合会との月次で 連携することによる情報 の共有化。 (保険給付) 介護保険法で定めるサ ービスを現物給付。特別 給付は行っていない。 (償還払い) 福祉用具購入及び住宅 改修 (審査支払手数料) 国保連合会へ委任 (システム) MC介護保険システム	(給付管理) 国保連合会との月次で 連携することによる情報 の共有化。 (保険給付) 介護保険法で定めるサ ービスを現物給付。特別 給付は行っていない。 (償還払い) 福祉用具購入及び住宅 改修 (審査支払手数料) 国保連合会へ委任 (システム) MC介護保険システム	保険給付関係について は、一部福祉用具購入等 で償還払いではなく、受 領委任方式を取っている が、業務及びシステムに ついては同一となってい ることから、合併時に調 整し基本的には現行のと おり継続する。	保険給付関係について は、一部福祉用具購入等 の給付方式を成東町の例 により、償還払い、受領 委任方式を併用し実施す る。 なお、システム等につ いては、4町村に差異が ないため現行のとおり新 市に引き継ぐ。

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
23-16 保健衛生事業の取扱い	【母子保健事業】	○母子健康診査事業 2. 集団健診 ①乳児(年6回) 対象 4～5ヶ月児 内容 身体計測 内科診察 個別指導 (保健・栄養)	2. 集団健診 ①乳児(年4回) 対象 4～6ヶ月児 内容 問診・内科健診 身体計測 個別指導 (保健・栄養・歯科) 絵本遊び・離乳食試食	2. 集団健診 ①乳児(年4回) 対象 3～11ヶ月児 内容 内科健診 身体計測 個別指導 (保健・栄養・歯科)	2. 集団健診 ①乳児(年4回) 対象 6～8ヶ月児 内容 問診・内科健診 身体計測 個別指導 (保健・栄養・歯科) 離乳食試食	集団健診については、合併時までに調整し、新市において実施する。	集団健診については、対象者の利便性を考慮し、合併時に保健センターの担当地域を再編し実施する。なお、対象者については下記のとおりとし、健診の内容については、合併時にチラシを配布する。
		②1歳6か月児(8回) 対象 1歳6～8ヶ月 内容 身体計測・内科診察 保健指導・栄養指導 歯科診察 個別指導 (保健・栄養・歯科) 歯科集団指導 手作りおやつ試食	②1歳6か月児(4回) 対象 1歳6～7ヶ月 内容 問診・内科健診 身体計測 個別指導 (保健・栄養・歯科) 手作りおやつ試食	②1歳6か月児(年4回) 対象 1歳5～7ヶ月 内容 内科・歯科診察 身体計測 個別指導 (保健・栄養・歯科)	②1歳6か月児(年4回) 対象 1歳6～8ヶ月 内容 問診・内科健診 歯科健診 身体計測 個別指導 (保健・栄養・歯科)		
		③3歳児(8回) 対象 3歳3～5ヶ月 内容 1歳6ヶ月に同じ 他に尿・視力 ささやき検査 手作りおやつ試食 栄養指導はセレクト	③3歳児(5回) 対象 3歳4～5ヶ月 内容 1歳6ヶ月に同じ 他に尿・視力 ささやき検査 遊びの広場 手作りおやつ試食	③3歳児(年4回) 対象 3歳2～4ヶ月 内容 1歳6ヶ月に同じ 他に尿・視力 ささやき検査 (1歳6か月児と同時開催)	③3歳児(年4回) 対象 3歳6～8ヶ月 内容 1歳6ヶ月に同じ 他に尿・視力 ささやき検査 言葉の相談		
		④3歳児眼科二次(4回) 対象 該当者 内容 視力検査・屈折検査 診察	④3歳児眼科二次 未実施	④3歳児眼科二次 未実施	④3歳児眼科二次(年4回) 対象 該当者 内容 視力検査・屈折検査 診察		
							①乳児健康診査 対象者 4～6ヶ月児 実施回数 成東：年6回(4～5ヶ月) 山武・松尾・蓮沼：各年4回 ②1歳6ヶ月児健康診査 対象者 1歳6～8ヶ月 実施回数 成東：年6回 山武・松尾・蓮沼：各年4回 ③3歳児健康診査 対象者 3歳6～8ヶ月 実施回数 成東：年6回 山武・松尾・蓮沼：各年4回 3歳児眼科二次健診については成東町の例により、成東保健福祉センターにおいて年4回実施する。

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
		⑤幼児 未実施	⑤幼児 未実施	⑤幼児 対象 蓮沼幼稚園児 内容 視力・聴力検査 実施回数 年1回	⑤幼児 未実施		蓮沼幼稚園児の視力・聴力検査については、健康相談の位置づけで実施する。
		3.精密健康診査 対象 乳児・3歳児・1歳6ヶ月児で要精密検査と判定された児 実施方法 東金・成東病院に委託	3.精密健康診査 対象 乳児・3歳児・1歳6ヶ月児で要精密検査と判定された児 実施方法 八街総合病院 成田赤十字病院 成東病院に委託	3.精密健康診査 対象 乳児・3歳児・1歳6ヶ月児、幼稚園視聴覚検査で要精密検査と判定された児 実施方法 東金・成東病院・旭中央病院に委託	3.精密健康診査 対象 乳児・3歳児・1歳6ヶ月児で要精密検査と判定された児 実施方法 東金・成東病院・旭中央病院に委託	精密健康診査については、合併時までに調整し、新市において実施する。	精密健康診査については、対象を就学前児までとし、各町村が契約しているすべての医療機関と契約し実施する。
		4.幼児歯科健康診査 ①1歳6ヶ月児(8回) 対象 1歳6～8ヶ月児 内容 集団指導・個別健診 個別指導 手作りおやつ試食	①1歳6ヶ月児(4回) 対象 1歳6～7ヶ月児 内容 集団指導・個別健診	①1歳6ヶ月児(4回) 対象 1歳5～7ヶ月児 内容 歯科健診・個別指導 フッ素塗布(希望者)	①1歳6ヶ月児(4回) 対象 1歳6～8ヶ月児 内容 集団指導・個別健診 フッ素塗布(希望者)	幼児歯科健康診査については、合併時までに調整し、新市において実施する。	幼児歯科健康診査については、下記により新市において実施する。 ①1歳6ヶ月児 対象 1歳6～8ヶ月児 内容 歯科健診 歯科保健指導 フッ素塗布(希望者) 実施回数 成東：年6回 山武・松尾・蓮沼：各年4回 ②2歳児歯科健康診査 対象者 2歳6～9ヶ月児 実施回数 成東：年4回 山武・松尾・蓮沼：年3回 内容 歯科健診・歯科指導 保健指導・栄養指導 フッ素塗布(希望者)
		②2歳児歯科検診 (年4回実施) 対象 2歳2～4ヶ月児 内容 歯科健診 歯科集団指導 栄養(集団指導) 手作りおやつ試食	②2歳児歯科健康診査 未実施	②2歳児歯科検診 (年2回実施) 対象 2歳2～7ヶ月児 内容 歯科健診 フッ素塗布(希望者) 個別指導 (保健・栄養・歯科)	②2歳児歯科健康診査 (年3回実施) 対象 2歳7～10ヶ月児 内容 歯科健診 フッ素塗布(希望者) 個別指導 (保健・栄養・歯科)		

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
		③3歳児（年8回） 対象 3歳3～5ヶ月児 内容 歯科健診 歯科個別指導 手作りおやつ試食	③3歳児（5回） 対象 3歳4～5ヶ月児 内容 1歳6ヶ月児に同じ	③3歳児歯科健康診査（4回） 対象 3歳2～4ヶ月児 内容 1歳6ヶ月児に同じ	③3歳児（4回） 対象 3歳6～8ヶ月 内容 1歳6ヶ月に同じ		③3歳児歯科健康診査 対象 3歳6～8ヶ月児 内容 歯科健診 歯科保健指導 フッ素塗布（希望者） 実施回数 成東：年6回 山武・松尾・蓮沼：各年4回
		○子育て支援事業 1. マタニティスクール ①こんにはあかちゃん教室 対象 妊婦及び家族 内容 講話・実習 1コース3回（年4コース）	1. マタニティスクール ①母親学級 未実施	1. マタニティスクール ①パパママ学級 対象 妊婦及び夫 内容 講話・実習 1コース2回（年4コース）	1. マタニティスクール ①パパママクラス 対象 初妊婦・経妊婦 内容 講話・実習 1コース4回（年3コース）	マタニティスクールについては、合併時までに調整し、新市において実施する。	マタニティスクールについては、各保健センターにおいて、1回3コースを年1回実施する。
		2. 育児学級 未実施	2. 育児学級 育児学級（5回） 対象 就学前の子と保護者 内容 講話・計測・相談等	2. 育児学級 育児サークル 対象 乳幼児と親 内容 施設を開放し親子が自由に遊べるよう支援（健康・歯科相談）	2. 育児学級 すくすく広場 対象 乳幼児から就学前児とその保護者 実施回数 毎月1回	育児学級については、合併時までに調整し、新市において実施する。	育児学級については、山武町の例により、新市において実施する。 場所 山武保健センター（蓮沼・松尾の育児学級は育児相談へ移行する）
		3. 料理教室 夏休みおやこ料理教室（年2回） 対象 小学校4～6年生 内容 講話・実習・試食	3. 料理教室 離乳食教室（年4回） 乳児健診時に、料理の試食とレシピを配布	3. 料理教室 離乳食教室（年2回） 対象 4～9か月児 内容 集団及び個別指導（保健・栄養・歯科）実習	3. 料理教室 離乳食教室（年3回） （パパママクラスで実施） 対象 パパママクラス対象者 内容 準備期初期講話実習	料理教室については、合併時までに調整し、新市において実施する。	料理教室については、保健推進員事業の一環として、新市において実施する。なお、離乳食教室については、下記のとおり実施する。 対象者 4～9ヶ月児 場所 蓮沼保健センター（年6回実施）

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
		4. 育児相談 ①すくすく広場（年12回） 対象 乳幼児 内容 身体計測・健康相談 栄養相談	4. 育児相談 対象 乳幼児 実施回数 毎月1回 内容 診察・身体計測 栄養・保健指導 ＊診察は必要時のみ。	4. 育児相談 対象 乳幼児 随時相談対応 内容 個別・電話相談	4. 育児相談 対象 4ヶ月児 内容 身体計測 栄養相談（集団） 保健指導（集団・個別） 家族計画指導	育児相談については、合併時まで調整し、新市において実施する。	育児相談については、地域の実情に鑑み、下記により新市において実施する。 対象者 乳幼児 場所 各保健センター 実施回数 毎月1回
		5. 健診事後指導 ①心理相談 発達相談として実施	5. 健診事後指導 ①心理相談 発達相談として実施	5. 健診事後指導 ①心理相談 発達相談として実施	5. 健診事後指導 ①心理相談 発達相談として実施	健診事後指導については、合併時まで調整し、新市において実施する。	健診事後指導については、実施内容に差異がないため、現行のとおりに新市に引き継ぐ。ただし、実施回数については下記のとおりとする。
		②ことばの相談（年4回） 対象 3歳児健診等でことば発達に心配のある幼児 内容 個別指導	②ことばの相談（年3回） 対象 3歳児健診等でことば発達に心配のある幼児 内容 個別指導	②ことばの相談（年4回） 対象 3歳児健診等でことば発達に心配のある幼児 内容 個別指導	②ことばの相談（年8回） （のびのび子育て相談） 対象 言葉の発達や育児に不安のある家族 内容 個別指導		②ことばの相談 成東(4回)・山武(3回) 松尾(4回) 会場 各保健センター
		③発達相談 対象 発達・行動に不安のある乳幼児 内容 個別指導	③発達相談（年12回） 対象 乳幼児健康診査等で、行動・心理面に不安のある親子 内容 個別指導	③発達相談（年10回） 対象 精神発達面に不安のある幼児と保護者及び希望者 内容 個別指導 （松尾・芝山・蓮沼合同）	③発達相談（年10回） 対象 精神発達面に不安のある幼児と保護者及び希望者 内容 個別指導 （松尾・芝山・蓮沼合同）		③発達相談 成東・山武・松尾の保健センターにて月1回開催。
		④日曜マザーズ（年8回） 対象 発達に問題を持つ乳幼児及びその家族 内容 集団親子遊び 発達検査・個別相談 場所 成東町簡易マザーズホーム	④日曜マザーズ（年8回） 対象 発達に問題を持つ乳幼児及びその家族 内容 集団親子遊び 発達検査・個別相談 場所 成東町簡易マザーズホーム	④日曜マザーズ（年8回） 対象 発達に問題を持つ乳幼児及びその家族 内容 集団親子遊び 発達検査・個別相談 場所 成東町簡易マザーズホーム	④日曜マザーズ（年8回） 対象 発達に問題を持つ乳幼児及びその家族 内容 集団親子遊び 発達検査・個別相談 場所 成東町簡易マザーズホーム		日曜マザーズについては、4町村に差異がないため、現行のとおりに新市に引き継ぐ。

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
	【老人保健事業】	○健康教育事業 1. 健康教育 ①個別健康教育 H17年度実施なし	1. 健康教育 ①個別健康教育 H17年度実施なし	1. 健康教育 ①個別健康教育 未実施	1. 健康教育 ①個別健康教育 高脂血症 実人員3人 高血圧 未実施 喫煙 未実施	健康教育事業については、合併時までに調整し、新市において実施する。	個別健康教育については、合併後検討し、新市において実施する。
		②集団健康教育 歯周病予防健康教育 一般健康教育 病態別健康教育 はつらつ運動教室 骨粗しょう症健康教育	②集団健康教育 一般健康教育 病態別健康教育 喫煙教室 糖尿病教室	②集団健康教育 歯周病予防健康教育 一般健康教育 病態別健康教育 糖尿病教室 健康づくり教室	②集団健康教育 一般健康教育 病態別健康教育 骨粗しょう症健康教育 にこにこエアロビクス教室 らくらくエアロビクス教室		
		○生活習慣病予防事業 1. 基本健康診査及び事後指導 ①基本健康診査 実施方法 集団検診 対象者 40歳以上の者 検査項目 （必須項目） 問診・身体測定 理学的検査 視診・聴診・打診・触診等 血圧測定 検尿 糖・蛋白・潜血・ ウロビリノーゲン 血液検査 貧血・総コレステロール他 保健指導・栄養指導 （選択項目） 医師が指示した者 ・心電図検査・眼底検査 ・血糖値の高いもの ヘモグロビンA1C B・C型肝炎 実施場所 13会場 自己負担金 無料	1. 基本健康診査及び事後指導 ①基本健康診査 実施方法 集団検診 対象者 40歳以上の者 検査項目 （必須項目） 問診・身体測定 理学的検査 視診・聴診・打診・触診等 血圧測定 検尿 糖・蛋白・潜血 血液検査 貧血・総コレステロール他 保健指導・栄養指導 （選択項目） 医師が指示した者 ・心電図検査・眼底検査 ・血液検査 ヘモグロビンA1C B・C型肝炎 実施場所 4会場 自己負担金 無料	1. 基本健康診査及び事後指導 ①基本健康診査 実施方法 集団検診 対象者 40歳以上の者 検査項目 （必須項目） 問診・身体測定 理学的検査 視診・聴診・打診・触診等 血圧測定 検尿 糖・蛋白・潜血 血液検査 貧血・総コレステロール他 保健指導・栄養指導 （選択項目） 医師が指示した者 ・心電図検査・眼底検査 ・血液検査 ヘモグロビンA1C B・C型肝炎 実施場所 2会場 自己負担金 無料	1. 基本健康診査及び事後指導 ①基本健康診査 実施方法 集団検診 対象者 40歳以上の者 検査項目 （必須項目） 問診・身体測定 理学的検査 視診・聴診・打診・触診等 血圧測定 検尿 糖・蛋白・潜血 血液検査 貧血・総コレステロール他 保健指導・栄養指導 （選択項目） 医師が指示した者 ・心電図検査・眼底検査 ・血液検査 ヘモグロビンA1C B・C型肝炎 実施場所 15会場 自己負担金 無料	基本健康診査については、合併時までに調整し、新市において実施する。	基本健康診査については、対象者の利便性を考慮し、合併時に保健センターの相当地域を再編し実施する。 なお、対象者については下記のとおりとし、健診の内容については、合併時にチラシを配布する。 対象者 40歳以上の者

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
		②事後指導 個別指導（面接） 対象者 高脂血症・貧血 糖尿病・高血圧 4病態に該当する要指導 者と要医療者の一部 内容 健康教育・健康相談 （医師・保健師・栄養士 糖尿病療養士） 健康度評価 健康食の試食 健康食の展示 集団指導 上記の健康教育として実施 訪問指導 至急対応を要する方	②事後指導 個別指導（面接） 対象者 要指導・要医療者 内容 結果表の見方と改善ポイ ントをアドバイス （保健師・栄養士） 集団指導 未実施 訪問指導 至急対応を要する方	②事後指導 個別指導（面接） 対象者 要指導・要医療者 内容 内科診察 生活習慣改善指導 （保健・栄養・歯科） 精密検査勧奨 （医療費補助なし） 医師への依頼書 （返信あり） 生活習慣病予防食の試食 集団指導（同時実施） 対象者 個別指導と同じ 内容 健診結果説明 健康教育 訪問指導 至急対応を要する方	②事後指導 結果説明会 対象者 血圧・心電図・眼底 肝機能・血糖 尿酸・高脂血 貧血の要指導・要医 療者 B・C型肝炎陽性者 内容 医師による個別指導 生活習慣改善指導 医療機関受診勧奨 （医療費補助なし） 医師への紹介状 （返信あり） 生活習慣病予防食の試食 集団指導 未実施 訪問指導 至急対応を要する方	事後指導については、合 併時までには調整し、新市に おいて実施する。	事後指導については、下 記により、新市において実 施する。 ○基本健康診査事後指導に ついては、各保健センタ ーで健診結果に対する健康相 談を実施する。 ○病態別相談については、 健康教育と併せて、合併後 に調整し下記の保健センタ ーにおいて実施する。 高脂血症（松尾・成東） 高血圧・心電図・眼底 （成東） 貧血（松尾） 禁煙（山武） 糖尿病（山武・蓮沼）

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
		3. がん検診及び事後指導 ①胃がん検診 実施方法 集団検診 対象者 40歳以上の希望者 実施項目 問診・バリウム造影 実施場所 集団 成東町保健福祉センター 町施設（3箇所） 自己負担金 集団 1,200円 75歳以上 無料	3. がん検診及び事後指導 ①胃がん検診 実施方法 集団検診 対象者 40歳以上の希望者 実施項目 問診・バリウム造影 実施場所 集団 山武町保健センター 自己負担金 集団 1,200円 老人医療受給者 無料	3. がん検診及び事後指導 ①胃がん検診 実施方法 集団検診 対象者 40歳以上の希望者 実施項目 問診・バリウム造影 実施場所 集団 蓮沼村保健センター 自己負担金 集団 900円 老人医療受給者 無料	3. がん検診及び事後指導 ①胃がん検診 実施方法 集団検診 対象者 40歳以上の希望者 実施項目 問診・バリウム造影 実施場所 集団 I T保健福祉センター 自己負担金 集団 900円 70歳以上無料	各種がん検診については、合併時までに調整し、新市において実施する。	各種がん検診及び事後指導については、下記により新市において実施する。 ①胃がん検診 実施方法 集団検診 対象者 40歳以上の希望者 実施項目 問診・バリウム造影 実施場所 各保健センター等 自己負担額 1,200円 （75歳以上は無料）
		②子宮ガン 実施方法 集団検診 対象者 20歳以上の希望者（女性） 実施項目 問診、内診、頸部、 体部の細胞診 実施場所 成東町保健福祉センター 町施設（2箇所） 自己負担金 集団 800円（頸部） 800円（体部） 75歳以上 無料	②子宮ガン 実施方法 集団検診・個別検診 対象者 20歳以上の希望者（女性） 実施項目 問診、内診、頸部、 体部の細胞診 実施場所 集団 保健センター 個別 成東病院、八街病院 ひきたクリニック、秋葉医院 河宇産婦人科 淡路クイーンズクリニック 自己負担金 集団 800円 個別 1,700円 老人医療受給者 無料	②子宮ガン 実施方法 集団検診 対象者 20歳以上の希望者（女性） 実施項目 問診、内診、頸部、 体部の細胞診 実施場所 集団 保健センター 自己負担金 集団 600円 （体部実施者は400円追加） 老人医療受給者 無料	②子宮ガン 実施方法 集団検診 対象者 20歳以上の希望者（女性） 実施項目 問診、内診、頸部、 体部の細胞診 実施場所 集団 I T保健福祉センター 自己負担金 集団 600円 70歳以上無料		②子宮ガン 実施方法 集団・個別検診 対象者（女性） 20歳以上の希望者 実施項目 問診、内診、頸部、 体部の細胞診 実施場所 ・集団 各保健センター等 ・個別 契約医療施設 自己負担額 ・集団 頸部 800円 体部 800円 ・個別 頸部 2,000円 体部 2,800円 （75歳以上は無料）

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	逆 沼 村	松 尾 町		
		③乳がん・甲状腺 実施方法 集団検診 対象者 30歳以上の希望者（女性） 実施項目 問診、視診 マモグラフィー（50歳以上） 超音波（49歳以下） 実施場所 集団 保健福祉センター 町施設（1箇所） 自己負担金 集団マモグラフィー 1,200円 超音波 1,200円 75歳以上 無料	③乳がん・甲状腺 実施方法 集団検診・個別検診 対象者 30歳以上の希望者（女性） 実施項目 問診、視診 マモグラフィー（50歳以上） 超音波（49歳以下） （個別）集団と同様 実施場所 集団 保健センター 個別 成東病院 自己負担金 集団マモグラフィー1,200円 超音波 1,200円 個別マモグラフィー 1,800円 個別超音波 1,600円 老人医療受給者 無料	③乳がん 実施方法 集団検診 対象者 30歳以上の希望者（女性） 実施項目 問診 マモグラフィー（50歳以上） 超音波（49歳以下） 実施場所 集団 保健センター 自己負担金 集団マモグラフィー 600円 超音波 600円 老人医療受給者 無料	③乳がん 実施方法 集団検診 対象者 30歳以上の希望者（女性） 実施項目 問診 マモグラフィー（50歳以上） 超音波（49歳以下） 実施場所 集団 IT保健福祉センター 自己負担金 集団マモグラフィー 600円 超音波 600円 70歳以上無料		③乳がん 実施方法 集団・個別検診 対象者（女性） 30歳以上の希望者 実施項目 問診・甲状腺 超音波・マモグラフィー 実施場所 集団 各保健センター等 個別 契約医療施設 自己負担額 集団 1,200円 個別 超音波 1,800円 マモグラフィー 2,100円 （75歳以上は無料）
		④大腸がん 実施方法 集団検診 対象者 40歳以上の希望者 実施項目 便潜血反応検査（2日法） 実施場所 基本健診と同時実施 自己負担金 300円 75歳以上 無料	④大腸がん 実施方法 集団検診 対象者 40歳以上の希望者 実施項目 便潜血反応検査（2日法） 実施場所 基本健診・胃がん検診と同時実施 自己負担金 400円 老人医療受給者 無料	④大腸がん 実施方法 集団検診 対象者 40歳以上の希望者 実施項目 便潜血反応検査（2日法） 実施場所 保健センター 自己負担金 500円 老人医療受給者 無料	④大腸がん 実施方法 集団検診 対象者 40歳以上の希望者 実施項目 便潜血反応検査（2日法） 実施場所 IT保健福祉センター 自己負担金 500円 70歳以上無料		④大腸がん 実施方法 集団検診 対象者 40歳以上の希望者 実施項目 便潜血反応検査（2日法） 実施場所 各保健センター 自己負担額 300円 （75歳以上は無料）

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
		⑤肺がん 実施方法 集団検診 対象者 40歳以上 実施項目 喀痰細胞診 胸部X線検査の二重読影 実施場所 基本健診会場 自己負担金 900円 75歳以上 無料	⑤肺がん 実施方法 集団検診 対象者 40歳以上 実施項目 喀痰細胞診 胸部X線検査の二重読影 実施場所 基本健診会場 自己負担金 900円 老人医療受給者 無料	⑤肺がん 実施方法 集団検診 対象者 40歳以上 実施項目 喀痰細胞診 胸部X線検査の二重読影 実施場所 基本健診会場 自己負担金 無料	⑤肺がん 実施方法 集団検診 対象者 40歳以上 実施項目 喀痰細胞診 胸部X線検査の二重読影 実施場所 基本健診会場 自己負担金 700円 70歳以上無料		⑤肺がん 実施方法 集団検診 対象者 40歳以上 実施項目 レントゲン検査（無料） 喀痰細胞診 実施場所 基本健診会場 自己負担額 喀痰細胞診 900円 （75歳以上は無料）
		⑥前立腺がん 未実施	⑥前立腺がん 未実施	⑥前立腺がん 基本健診時スクリーニングで実施	⑥前立腺がん 未実施		⑥前立腺がん検診 基本健診時に実施 実施方法 集団検診 対象者（男性） 50歳以上の希望者 自己負担額 500円 （75歳以上は無料）
		⑦各種がん検診事後指導 胃がん 実施方法 個別指導（訪問、電話） 精密検査補助 保険医療費自己負担分の2/3を補助	⑦各種がん検診事後指導 胃がん 実施方法 通知のみ 精密検査補助 保険医療費自己負担分の2/3を補助 生保・非課税者 無料	⑦各種がん検診事後指導 胃がん 実施方法 電話相談・必要に応じ訪問 精密検査補助 保険医療費自己負担分の2/3を補助 老人医療受給者 無料	⑦各種がん検診事後指導 胃がん 実施方法 説明会、個別指導（面接） 精密検査補助 保険医療費自己負担分の2/3を補助	各種がん検診事後指導については、合併時までには調整し、新市において実施する。	各種がん検診事後指導については、下記により新市において実施する。 対象者 各種がん検診にて精密検査を要する者 実施内容 ・精密検査補助 A券 保険医療費自己負担額の2/3を補助 B券 自己負担額なし ・個別指導等 必要に応じ、面接等を実施する
		子宮がん 実施方法 個別指導（訪問、電話） 精密検査補助 保険医療費自己負担分の2/3を補助	子宮がん 実施方法 通知のみ 精密検査補助 保険医療費自己負担分の2/3を補助	子宮がん 実施方法 電話相談・必要に応じ訪問 精密検査補助 保険医療費自己負担分の2/3を補助	子宮がん 実施方法 通知のみ 精密検査補助 保険医療費自己負担分の2/3を補助		

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
		乳がん 実施方法 個別指導（訪問、電話） 精密検査補助 保険医療費自己負担分の 2／3を補助	乳がん 実施方法 通知のみ 精密検査補助 保険医療費自己負担分の 2／3を補助	乳がん 実施方法 電話相談・必要に応じ訪問 精密検査補助 保険医療費自己負担分の 2／3を補助 老人医療受給者 無料	乳がん 実施方法 通知のみ 精密検査補助 保険医療費自己負担分の 2／3を補助		
		大腸がん 実施方法 個別指導（訪問、電話） 精密検査補助 保険医療費自己負担分の 2／3を補助	大腸がん 実施方法 通知のみ 精密検査補助 保険医療費自己負担分の 2／3を補助	大腸がん 実施方法 電話相談・必要に応じ訪問 精密検査補助 保険医療費自己負担分の 2／3を補助 老人医療受給者 無料	大腸がん 実施方法 説明会、個別指導（面接） 精密検査補助 保険医療費自己負担分の 2／3を補助		
		肺がん 実施方法 個別指導（訪問、電話） 精密検査補助 保険医療費自己負担分の 2／3を補助	肺がん 実施方法 通知のみ 精密検査補助 保険医療費自己負担分の 2／3を補助	肺がん 実施方法 電話相談・必要に応じ訪問 精密検査補助 保険医療費自己負担分の 2／3を補助	肺がん 実施方法 個別指導（面接） 精密検査補助 保険医療費自己負担分の 2／3を補助		
		4. 骨粗しょう症検診及事後指導 ①骨粗しょう症検診 実施方法 骨密度測定 DEXA法 対象者 18歳以上の女性 自己負担 400円 75歳以上無料	4. 骨粗しょう症検診及事後指導 ①骨粗しょう症検診 実施方法 骨密度測定 DEXA法 対象者 15歳以上の希望者 自己負担 500円 老人医療受給者 無料	4. 骨粗しょう症検診及事後指導 ①骨粗しょう症検診 実施方法 骨密度測定 （随時実施）	4. 骨粗しょう症検診及事後指導 ①骨粗しょう症検診 実施方法 骨密度測定 DEXA法 対象者 20歳以上の女性希望者 自己負担 500円 70歳以上無料	骨粗しょう症検診につい ては、合併時までに調整し、 新市において実施する。	骨粗しょう症検診につい ては、成東町の例により新 市において実施する。

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
		②事後指導 受診者全数について 「町内健康相談」の案内	②事後指導 実施方法 個別で実施 対象者 要指導者・要医療者 内容 保健師による生活改善指導	②事後指導 実施方法 個別栄養相談	②事後指導 実施方法 骨粗しょう症予防教室 対象者 要指導者・要精検者 内容 健康運動指導上による健康体操 カルシウムメニューの試食	事後指導については、合併時まで調整し、新市において実施する。	事後指導については、下記により、新市において実施する。ただし、予防教室については、合併後に調整する。 対象者 要指導者・要医療者 内容 個別指導 (保健師による生活改善指導)
	5. 成人歯科検診及び事後指導 ①成人歯科検診 未実施	5. 成人歯科検診及び事後指導 ①成人歯科検診 実施方法 医師の歯科検診 ポケット測定 対象者 40歳以上の希望者 自己負担 無料 ※町内の歯科医師に協力依頼	5. 成人歯科検診及び事後指導 ①成人歯科検診 実施方法 医師の歯科検診 ポケット測定 対象者 40歳以上の希望者 自己負担 無料 ※山武郡市歯科医師会に協力依頼 (村内の歯科医師が実施)	5. 成人歯科検診及び事後指導 ①成人歯科検診 実施方法 医師の歯科検診 ポケット測定 対象者 40歳以上の希望者 自己負担 無料 ※町内の歯科医師に協力依頼	5. 成人歯科検診及び事後指導 ①成人歯科検診 実施方法 医師の歯科検診 ポケット測定 対象者 40歳以上の希望者 自己負担 無料 ※町内の歯科医師に協力依頼	成人歯科検診については、合併時まで調整し、新市において実施する。	成人歯科検診については、下記により新市において実施する。 対象者 40歳以上の者 実施内容 CP測定・歯科保健指導 ※基本健診に併設し実施 自己負担額 なし
	②事後指導 未実施	②事後指導 実施方法 個別指導（面接） 対象者 要指導者・要医療者 内容 歯周病の理解 ブラッシング指導 受診に際しての補助なし	②事後指導 実施方法 個別指導（面接） 対象者 基本健診受診者 内容 検診結果に基づく歯科保健指導・ブラッシング指導等 受診に際しての補助なし	②事後指導 実施方法 個別指導（面接） 対象者 基本健診受診者 内容 検診結果に基づく歯科保健指導・ブラッシング指導等 受診に際しての補助なし	②事後指導 実施方法 個別指導（面接） 対象者 基本健診受診者 内容 検診結果に基づく歯科保健指導・ブラッシング指導等 受診に際しての補助なし	事後指導については、合併時まで調整し、新市において実施する。	事後指導については、蓮沼村、松尾町の例により、新市において実施する。
	6. 訪問指導 成人・老人訪問指導 対象者 保健指導が必要であると認められる人	6. 訪問指導 成人・老人訪問指導 対象者 保健指導が必要であると認められる人	6. 訪問指導 成人・老人訪問指導 対象者 保健指導が必要であると認められる人	6. 訪問指導 成人・老人訪問指導 対象者 保健指導が必要であると認められる人	6. 訪問指導 成人・老人訪問指導 対象者 保健指導が必要であると認められる人	訪問指導については、合併時まで調整し、新市において実施する。	訪問指導については、4町村に差異がないため、現行のとおりに新市に引き継ぐ。

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
		種別 ①老人保健関係 各種検診の要指導者 閉じこもり予防 介護家族者 寝たきり者 痴呆性高齢者 ②母子保健関係 妊産婦 新生児 乳幼児 ③精神保健福祉関係 ④その他必要と認めた者	種別 ①老人保健関係 各種検診の要指導者 閉じこもり予防 介護家族者 寝たきり者 痴呆性高齢者 ②母子保健関係 妊産婦 新生児 乳幼児 ③精神保健福祉関係 ④その他必要と認めた者	種別 ①老人保健関係 各種検診の要指導者 閉じこもり予防 介護家族者 寝たきり者 痴呆性高齢者 ②母子保健関係 妊産婦 新生児 乳幼児 ③精神保健福祉関係 ④その他必要と認めた者	種別 ①老人保健関係 各種検診の要指導者 閉じこもり予防 介護家族者 寝たきり者 痴呆性高齢者 ②母子保健関係 妊産婦 新生児 乳幼児 ③精神保健福祉関係 ④その他必要と認めた者		
		○機能訓練事業 1. 機能訓練 ①A型機能訓練事業 対象者 心身の機能低下が認められる者、もしくは恐れのある者 回数 年10回 場所 保健福祉センター 老人福祉センター	1. 機能訓練 ①A型機能訓練事業 対象者 40歳以上で心身の機能低下が認められる者、または人との交流が少ない者 回数 年6回 場所 保健センター 内容 日常生活活動訓練 手工芸・リハビリ等	1. 機能訓練 ①A型機能訓練事業 対象者 40歳以上で心身の機能低下が認められる方 (要介護認定者は介護度2まで) 回数 年36回 場所 ケアセンターあきば 委託先 ケアセンターあきば	1. 機能訓練 ①A型機能訓練事業 対象者 40歳以上で心身の機能低下が認められる方 回数 年11回 場所 IT保健福祉センター	機能訓練事業については、合併時までに調整し、新市において実施する。	機能訓練事業については、下記により新市において、実施する。 ①A型機能訓練事業 対象者 40歳以上で心身の機能低下が認められる住民 (要介護度1以下の者) 利用回数 1人月2回 場所 契約施設
		②B型機能訓練事業 未実施 ※健康教室として実施	②B型機能訓練事業 (1) 回数 3会場36回 (2) 内容 レクリエーション 作品作り・健康相談 茶話会等を地区公民館にて開催	②B型機能訓練事業 (1) 回数 12地区各年3回程度 (2) 内容 保健師・歯科衛生士による健康相談、健康教室、健康体操等の実施	②B型機能訓練事業 (1) 回数 年12回 (2) 内容 保健師による健康相談 健康教室、健康体操等の実施		B型機能訓練事業については、地域の実情に鑑み新市において実施する。

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
		③送迎事業 対象 A型機能訓練実施者 委託先 なし（町職員対応）	③送迎事業 対象 A型機能訓練実施者 委託先 なし（町職員対応）	③送迎事業 対象 A型機能訓練実施者 委託先 ケアセンターあきば	③送迎事業 対象 A型機能訓練実施者 委託先 なし （町・社協・在宅介護支援 センター職員対応）	送迎事業については、合 併時まで調整し、新市に おいて実施する。	送迎事業については、蓮 沼村の例により、新市にお いて実施する。
		④訪問リハビリ 対象者 保健師の訪問事例で理学 療法士の指導が必要な者 内容 理学療法士に保健師が 同行訪問し、身体状況 確認、理学療法の実施。	④訪問リハビリ 対象者 保健師の訪問事例で理学 療法士の指導が必要な者 内容 理学療法士に保健師が 同行訪問し、身体状況 確認、理学療法の実施。	④訪問リハビリ 未実施	④訪問リハビリ 対象者 保健師の訪問事例で理学 療法士の指導が必要な者 内容 理学療法士に保健師が 同行訪問し、身体状況 確認、理学療法の実施。	訪問リハビリについては、 合併時まで調整し、新市 において実施する	訪問リハビリについては、 成東町、山武町、松尾町の 例により新市において実施 する。
	【健康づくり事業】	○健康づくり啓発事業 健康カレンダー 名称 保健事業年間予定表 記載内容 年間保健事業日程 予防接種の日程・注意事項 配布対象者 全世帯 広報紙による啓発事業 保健だよりとドクターメモ を隔月実施 その他啓発事業 健康啓発のリーフレットを 窓口・所定の場所に設置 し、希望者に配布	健康カレンダー 名称 健康カレンダー 記載内容 保健センター事業等のお 知らせ 配布対象者 全世帯 広報紙による啓発事業 健康バンザイとして月1回 実施 その他啓発事業 健康啓発のリーフレットを 窓口・所定の場所に設置 し、希望者に配布	健康カレンダー 名称 健康カレンダー 記載内容 年間保健衛生事業案内 保健衛生・国保・老保啓 発記事の掲載 配布対象者 全世帯 広報紙による啓発事業 広報にて月1回実施 「保健衛生コーナー」 「歯科保健コーナー」 その他啓発事業 健康啓発のリーフレットを 窓口・所定の場所に設置 し、希望者に配布	健康カレンダー 名称 保健事業の年間計画表 記載内容 年間保健事業日程 予防接種の注意事項等 配布対象者 全世帯 広報紙による啓発事業 広報「まっお」にて健康に 関する情報を月1回掲載 その他啓発事業 健康啓発のリーフレットを 窓口・所定の場所に設置 し、希望者に配布	健康づくり啓発事業につ いては、合併時まで調整 し、新市において実施する。	健康づくり啓発事業につ いては、合併時に配布する チラシ及び新市の広報紙や ホームページを利用し実施 する。

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
		○歯科保健指導事業 1.むし歯予防教室 ①乳幼児 未実施	1.むし歯予防教室 ①乳幼児 未実施	1.むし歯予防教室 ①乳幼児（年2回） 対象 11ヶ月～1歳5ヶ月 内容 講話 ブラッシング指導 個別相談 （健康・栄養・歯科） 手作りおやつ試食	1.むし歯予防教室 ①乳幼児 未実施	むし歯予防教室については、合併時までに調整し、新市において実施する。	むし歯予防教室については、下記により新市において実施する。 乳幼児については、蓮沼村の例により、全市区域を対象に松尾1丁保健センターにおいて実施する。
		②保育所 未実施	②保育所（年1回・2箇所） 対象 4～5歳児及び 内容 ブラークテスト 媒体を使った講話等	②保育所（年2回） 対象 4～5歳児及び その保護者（1回） 2～5歳児（1回） 内容 媒体を使った講話 ブラッシング実習	②保育所 未実施		保育所・幼稚園 対象 4～5歳児 （その他希望により実施） 各園において年1回実施 内容 媒体を使った講話 ブラークテスト ブラッシング実習
		③幼稚園 未実施	③幼稚園 親子④で実施	③幼稚園 対象 園児 内容 年2回 ブラッシング実習 ブラークテスト 媒体を使った講話	④幼稚園 対象施設なし		
		④親子 未実施	④親子（年1回） 対象 幼稚園児・保護者 内容 ブラークテスト ブラッシング実習 媒体を使った講話 3幼稚園で実施	④親子（年1回） 対象 幼稚園児・保護者 内容 ブラークテスト ブラッシング実習 媒体を使った講話	④親子 未実施		親子 保育所、幼稚園にて必要に応じ実施する。
		2. 歯科健康教室 ①小学校 未実施	2. 歯科健康教室 ①小学校（歯磨き教室） 対象 3年生 （年1回4校） 内容 ブラークテスト 講話・実習	2. 歯科健康教室 ①小学校 対象 1～6年生 （各学年 年1回） 内容 ブラークテスト 媒体を使った講話	2. 歯科健康教室 ①小学校		歯科健康教室については、新市において学校単位で希望のある施設で実施する。

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
		②中学校 未実施	②中学校 未実施	②中学校 対象 1～3年 (年6回程度) 内容 ブラッシング実習 媒体を使った講話 歯科検診介助(年2回)	②中学校 未実施		
		3.フッ素塗布 未実施	3.フッ素塗布 未実施	3.フッ素塗布 歯科健診実施時に実施 対象 1歳6ヶ月児 2歳児・3歳児 保育園・幼稚園(4～5歳)	3.フッ素塗布 歯科健診実施時に実施 対象 1歳6ヶ月児 2歳児・3歳児 内容 希望者に塗布	フッ素塗布については、 合併時までに調整し、新市 において実施する。	フッ素塗布については、 蓮沼村の例により、新市に おいて実施する。ただし、 保育園・幼稚園については 合併時に廃止する。
		4. フッ素洗口事業 未実施	4. フッ素洗口事業 未実施	4. フッ素洗口事業 対象 幼児から中学生 場所 保育園・幼稚園 小学校・中学校 内容 フッ化ナトリウム水 溶液を用いた集団洗口	4. フッ素洗口事業 未実施	フッ素洗口については、 合併時までに調整し、新市 において実施する。	フッ素洗口については、 蓮沼村の例により、希望す る施設を対象に新市におい て実施する。
		5. 障害児の歯科保健指導 未実施	5. 障害児の歯科保健指導 未実施	5. 障害児の歯科保健指導 対象 マザーズ・ホーム園児及び 保護者 内容 ブラッシング実習 ブラケツ・個別指導 媒体を使った講話	5. 障害児の歯科保健指導 未実施	障害児の歯科保健指導に ついては、合併時までに調 整し、新市において実施す る。	障害児の歯科保健指導につ いては、蓮沼村の例によ り新市において実施する。
	【感染症対策事業】	○食品衛生協会補助金 補助額 60,000円 対象事業者 山武事業所管内 食品衛生協会成東支部	補助額 未実施	補助額 50,000円 対象事業者 食品衛生協会蓮沼支部	補助額 70,000円 対象事業者 山武事業所管内 食品衛生協会松尾支部	食品衛生協会補助金につ いては、合併時までに調整 し実施する。	食品衛生協会補助金につ いては、合併時に組織を再 編し新市において実施する。

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
	【保健医療対策事業】	○献血 運営 血液センター主体 献血推進協議会設置なし 実施方法 集団 対象者 満16歳から満69歳までの者 体重男45kg、女40kg以上の者 実施回数 年3回 (6・10・3月) 実施内容 400ml・200ml 成分(1回/3回) 町の業務 広報等による周知 場所の提供 記念品の配付	運営 血液センター主体 献血推進協議会設置あり 推進員による普及啓発のみ 実施方法 集団 対象者 満16歳から満69歳までの者 体重男45kg、女40kg以上の者 実施回数 年3回 (7・11・3月) 実施内容 400ml・200ml 成分(1回/3回) 町の業務 広報等による周知 場所の提供 記念品の配付	運営 蓮沼村主体 献血推進協議会設置あり 実施方法 集団 対象者 満16歳から満69歳までの者 体重男45kg、女40kg以上の者 実施回数 年3回 (5・9・1月) 実施内容 400ml・200ml 成分(1回/3回) 村の業務 広報等による周知 場所の提供 記念品の配付	運営 血液センター主体 献血推進協議会設置あり 実施方法 集団 対象者 満16歳から満69歳までの者 体重男45kg、女40kg以上の者 実施回数 年12回 (毎月実施) 実施内容 400ml・200ml 成分(年1回) 町の業務 広報等による周知 場所の提供 記念品の配付	献血については、合併時までに調整し実施する。	献血については、成東町の例により、新市において実施する。

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	連 沼 村	松 尾 町		
23-11 障害者福祉事業の取扱い	【福祉作業所】	名称 成東町福祉作業所 対象者 満15歳以上の住所を有するもので、療育手帳又は身体障害者手帳所持者 内容 就業することが困難な者に対し、自活に必要な指導及び訓練等を行う。 定員 14名以内 管理 成東町福祉作業所の設置及び管理に関する条例に基づき管理している。 ※成東町社会福祉協議会に委託。 補助金 県1/2 (県交付要綱に定める基準額)	名称 山武町福祉作業所 対象者 満15歳以上の住所を有するもので、療育手帳又は身体障害者手帳所持者 内容 就業することが困難な者に対し、自活に必要な指導及び訓練等を行う。 定員 11名以内 管理 山武町福祉作業所の設置及び管理に関する条例に基づき管理している。 ※山武町社会福祉協議会に委託。 補助金 県1/2 (県交付要綱に定める基準額)	該当なし	名称 松尾町福祉作業所 対象者 満15歳以上の住所を有するもので、療育手帳又は身体障害者手帳所持者 内容 就業することが困難な者に対し、自活に必要な指導及び訓練等を行う。 定員 11名以内 管理 松尾町福祉作業所の設置及び管理に関する条例に基づき管理している。 ※松尾町社会福祉協議会に委託。 補助金 県1/2 (県交付要綱に定める基準額)	管理運営については、合併時まで調整する。	福祉作業所の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
	【国・県の定める制度】	○重度心身障害者（児）訪問入浴サービス事業 未実施	対象者 ねたきり身体障害者（児） 内容 家庭において自力あるいは家族のみでは入浴困難な者に、定期的に移動入浴車を派遣する。 利用料 入浴介護料 1回 12,500円 清拭介護料 1回 8,750円 中止保証料 6,250円 委託先 山武町社会福祉協議会 補助金 国1/2	未実施	未実施	合併時まで調整し、新市において実施する。	重度心身障害者（児）訪問入浴サービス事業については、山武町の例により実施する。

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
	【福祉タクシー事業】	対象者（下記に該当する者） ・身体障害者手帳1、2級 ・療育手帳A所持者 ・保健福祉手帳1級所持者 ・要介護4及び5 内容 24回/年を限度に運賃を助成。（人工透析を受ける者は、48回/年） 上限1,000円/回	対象者（下記に該当する者） ・身体障害者手帳1、2級 ・療育手帳A所持者 内容 48回/年を限度に運賃を助成。 上限1,000円/回	未実施	対象者（下記に該当する者） ・身体障害者手帳1、2級 ・療育手帳A所持者 内容 48回/年を限度に運賃を助成。 上限1,000円/回	合併時までに調整し、新市において実施する。ただし、合併期日の属する年度については現行のとおりとする。	福祉タクシー事業については、下記により新市において実施する。ただし、合併期日の属する年度については現行のとおりとする。 対象者 ・身体障害者手帳1、2級 ・療育手帳A所持者 ・保健福祉手帳1級所持者 内容 48回/年を限度に運賃を助成。 上限1,000円/回
	【特定疾病療養者援護金給付事業】	対象者 特定疾病のため継続的に入院治療を受け、又は通院治療を受けている者。 内容 特定疾病患者に対し、援護金を給付する。 支給額 7日以上入院 10,000円/月 7日未満の入院または1日以上の通院 5,000円/月	該当なし	該当なし	該当なし	合併時までに調整し新市において実施する。ただし、合併期日の属する年度については現行のとおりとする。	特定疾病療養者援護金給付事業については、下記により新市において実施する。ただし、合併期日の属する年度については現行のとおりとする。 対象者 特定疾病のため継続的に入院治療を受け、又は通院治療を受けている者。 内容 特定疾病患者に対し、援護金を給付する。 支給額 20日以上入院 7,000円/月 20日未満の入院または1日以上の通院 3,000円/月

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
23-12 高齢者福祉事業の取扱い	【敬老事業】	○敬老会式典 該当なし	対象者 70歳以上の者 実施方法 1会場で実施 内容 式典、記念品贈呈 昼食会、演芸鑑賞 時期 9月15日 場所 山武町中央体育館	対象者 60歳以上の者 実施方法 1会場で実施 内容 記念品贈呈と式典 アトラクション 時期 10月18日 場所 蓮沼村ｽﾎﾟｰﾂｸﾗﾌﾞ	対象者 70歳以上の者 実施方法 1会場で実施 内容 式典、結婚50周年表彰 記念品の贈呈、演芸鑑賞 時期 敬老の日 場所 松尾町農村環境改善センター	敬老事業については、敬老会式典の実施の有無を含め、合併時までに調整する。	敬老会式典については、合併時に廃止する。
		○敬老祝金 長寿祝金 喜寿 1人 3,000円 米寿 1人 5,000円 白寿 1人 50,000円 80歳共夫婦 1組 3,000円	記念品贈呈 70歳～76歳 1人 800円相当 77歳到達者 1人 4,000円相当 78歳～87歳 89歳・91歳以上 1人 1,200円相当 88歳到達者 1人 4,000円相当 90歳到達者 1人 4,000円相当 満100歳 1人 8,000円相当	記念品贈呈 70歳到達者 1人 3,000円相当 77歳到達者 1人 5,000円相当 88歳到達者 1人 8,000円相当 90歳以上 1人 8,000円相当 80歳到達ご夫婦 1組 8,000円相当 ※社会福祉協議会（共催）	記念品贈呈 70歳以上 1人 2,000円相当 長寿祝金 88歳 1人 10,000円 99歳以上 1人 30,000円		
		○金婚者祝 事業実施なし	対象者 結婚50周年を迎える町内在住で、健在な夫妻 内容 敬老会において記念品を贈呈	対象者 結婚50周年を迎える町内在住で、健在な夫妻 内容 敬老会において記念品を贈呈	対象者 結婚50周年を迎える町内在住で、健在な夫妻 内容 敬老会において記念品を贈呈		金婚者祝については、下記により、新市において実施することとする。 ・対象者 結婚満50周年の夫婦 ・内容 1組 3,000円（記念品の贈呈）

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
	【在宅介護支援センター事業】	○地域型支援センター 内容 地域の要介護高齢者等の 実態把握 在宅介護に関する相談受 付・指導・助言・情報提 供 福祉サービスの代行 福祉用具の展示等 設置場所（１か所） 成東町在宅介護支援セン ター（業務委託）	○基幹型（小規模）介護支援 センター 内容 介護予防・生活支援サー ビスの総合調整 地域ケア会議の開催 ※北総長寿苑に委託	○地域型支援センター 内容 地域の要介護高齢者等の 実態把握 在宅介護に関する相談受 付・指導・助言・情報提 供 福祉サービスの代行 福祉用具の展示等 設置場所（１か所） 在宅介護支援センター 「海」	○地域型支援センター 地域の要介護高齢者等の 実態把握 在宅介護に関する相談受 付・指導・助言・情報提 供 福祉サービスの代行 福祉用具の展示等 設置場所（１か所） 松尾町在宅介護センター （業務委託）	在宅介護支援センター 業については、合併時ま でに調整し、新市におい て実施する。	在宅介護支援センター事 業については、山武町の例 により新市において実施す る。
	【生きがい活動支援通所事業】	対象者 概ね６５歳以上の家に閉じ こもりがちな者で、介護保 険給付対象外の者 内容 入浴・給食・保健予防・日 常動作訓練等のサービス提 供 回数 １回／週 利用料 700円／日 場所 成東町ふれあいデイサービ スセンター	対象者 概ね６５歳以上の家に閉じ こもりがちな者で、介護保 険給付対象外の者 内容 入浴・給食・保健予防・日 常動作訓練等のサービス提 供 回数 １回／週 利用料 860円／回 実費 360円／日 場所 老人デイサービスセンター	対象者 概ね６０歳以上の家に閉じ こもりがちな者で、介護保 険給付対象外の者 内容 入浴・給食・保健予防・日 常動作訓練等のサービス提 供 回数 ２回／週 利用料 無料 実費 800円／日 場所 デイサービスセンター 「海」	対象者 概ね６５歳以上の家に閉じ こもりがちな者で、介護保 険給付対象外の者 内容 入浴・給食・保健予防・日 常動作訓練等のサービス提 供 回数 １回／週 利用料 700円／日 場所 坂田苑 桔梗ヶ丘シルバーホーム	生きがい活動支援通所 事業については、合併時 までに調整し、新市にお いて実施する。	生きがい活動支援通所 事業については、下記に より新市において実施す る。ただし、合併期日の 属する年度は現行のとお りとする。 ○対象者 概ね６５歳以上の家に 閉じこもりがちな者で、 介護保険給付対象外の 者 ○利用料 800円／日 ○場所 新市の契約施設

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
	【生活管理指導員派遣事業】	未実施	対象者 基本的な生活習慣が欠如している等で、概ね65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯で、介護保険対象外で日常生活上の援助を必要とする者 内容 生活管理指導員が訪問により、日常生活に関する支援及び指導を行なう。 派遣回数 週1回 利用料 11年度からの利用者 230円/回 (30分増すごとに90円加算) 12年4月からの利用者 310円/回 (30分増すごとに125円加算) ※通院等送迎は別途利用料 委託先 山武町社会福祉協議会	社会福祉協議会で実施(有料)	未実施	生活管理指導員派遣事業については、合併時までに調整し、新市において実施する。	生活管理指導員派遣事業については、山武町の例により新市において実施する。
	【家族介護慰労事業】	対象者 要介護4又は5に該当する高齢者を在宅で介護する町民税非課税世帯 内容 介護保険サービスを1年間利用しなかった場合(年間1週間程度のショートステイを除く)、年100,000円を支給	対象者 要介護4又は5に該当する高齢者を在宅で介護する町民税非課税世帯 内容 介護保険サービスを1年間利用しなかった場合(年間1週間程度のショートステイを除く)、年100,000円を支給	対象者 要介護4又は5に該当する高齢者を在宅で介護する町民税非課税世帯 内容 介護保険サービスを1年間利用しなかった場合(年間1週間程度のショートステイを除く)、年100,000円を支給	対象者 要介護4又は5に該当する高齢者を在宅で介護する町民税非課税世帯 内容 介護保険サービスを1年間利用しなかった場合(年間1週間程度のショートステイを除く)、年100,000円を支給	家族介護慰労事業については、合併時までに調整し、新市において実施する。	家族介護慰労事業については、山武町のみ対象者が3親等以内であり、他の町村の2親等以内と異なることから、成東町、蓮沼村、松尾町の例により新市において実施する。

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
	【家族介護用品の支給事業】	対象者 - 寝たきり高齢者 65歳以上（6ヶ月以上） - 寝たきり身体障害者（65歳未満） 内容 フラット、パット、パンツタイプ現物支給 2ヶ月に1回で給付枚数は種類により異なる ※社会福祉協議会で実施	対象者 要介護3又は4若しくは5と認定された者で町民税非課税世帯又は町民税課税世帯若しくは町民税課税世帯のうち合計所得金額が120万円未満の世帯に属する者 内 容 対象者に毎月1枚給付券を支給（4,000円相当）	対象者 要介護4・5に該当し、居宅で6ヶ月以上寝たきり状態で65歳以上の者 内 容 対象者に毎月1枚給付券を支給（5,000円相当）	対象者 寝たきりで常時紙オムツを使用している方（18歳以上） 内容 リハビリパンツ、紙おむつ、尿取りパットフラットの現物 限度額 3ヶ月に一度の給付枚数は、メーカー種類によって異なる。 ※社会福祉協議会で実施	家族介護用品の支給事業については、合併時まで調整し、新市において実施する。	家族介護用品の支給事業については、下記により新市において実施する。ただし、合併期日の属する年度は現行のと同じとする。 - 対象者 - 要介護度3・4・5の者（住民税非課税、均等割世帯及び世帯の合計所得が120万円以下の世帯） - 支給額 1月あたり 3,000円（給付券を支給する）
	【緊急通報システム事業】	対象者 概ね65歳以上の独居老人 内容 設置されたボタンを押すとセンターに接続され、センター職員が対応する。 負担額 無料 委託先 安全センター（株）	対象者 65歳以上の高齢者世帯等または、身体障害者1・2級の世帯等 内容 設置された機器のボタンを押すとセンターに接続され、近隣協力員・救急車手配等の対応をする。月1回安否確認を実施。 負担額 前年度課税世帯 16,300円（取得時のみ） 前年度非課税世帯 無料 委託先 安全センター（株） 富士通アクセス（株）	対象者 概ね65歳以上の独居老人 内容 設置された機器のボタンを押すとセンターに接続され、近隣協力員・救急車手配等の対応をする。月1回安否確認を実施。 負担額 無料 委託先 安全センター（株）	対象者 65歳以上の高齢者世帯等または、身体障害者1・2級の世帯でかつ非課税世帯であること 内容 設置された機器のボタンを押すとセンターに接続され、近隣協力員・救急車手配等の対応をする。月1回安否確認を実施。 負担額 無料 委託先 安全センター（株）	緊急通報システム事業については、合併時まで調整し、新市において実施する。	緊急通報システム事業については、蓮沼村の例により新市において実施することとし、現在設置されている機器の委託業務については現行のと同じとする。

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
	【はり、きゅう、マッサージ施術費の助成事業】	対象者 65歳以上の者 助成額 1回の利用につき1,000円 (年間24回が限度) 施術機関 町の指定する事業者	対象者 60歳以上の者 助成額 1回の利用につき1,000円 (年間12回が限度) 施術機関 町の指定する事業者	対象者 65歳以上の者 助成額 1回の利用につき1,000円 (年間24回が限度) 施術機関 村の指定する事業者	対象者 65歳以上の者 助成額 1回の利用につき1,000円 (年間12回が限度) 施術機関 町の指定する事業者	はり、きゅう、マッサージ施術費の助成事業については、合併時までに調整し、新市において実施する。	はり、きゅう、マッサージ施術費の助成事業については、成東町、蓮沼村の例により新市において実施する。ただし、合併期日の属する年度は現行のとおりとする。
	【シルバー人材センター補助事業】	内容 シルバー人材センターの運営を補助し、高齢者の就業機会を確保提供することで、高齢者の生きがいをづくりを推進する。 補助金の額 シルバー人材センターの事業に関する経費のうち、町長が認める額	内容 シルバー人材センターの運営を補助し、高齢者の就業機会を確保提供することで、高齢者の生きがいをづくりを推進する。 補助金の額 シルバー人材センターの事業に関する経費のうち、町長が認める額 ※山武町社会福祉協議会へ委託	内容 シルバー人材センターの運営を補助し、高齢者の就業機会を確保提供することで、高齢者の生きがいをづくりを推進する。 補助金の額 シルバー人材センターの事業に関する経費のうち、村長が認める額 ※蓮沼村社会福祉協議会へ委託	内容 シルバー人材センターの運営を補助し、高齢者の就業機会を確保提供することで、高齢者の生きがいをづくりを推進する。 補助金の額 シルバー人材センターの事業に関する経費のうち、町長が認める額	シルバー人材センター補助事業については、合併時までに調整し、新市において実施する。	シルバー人材センター補助事業については、山武町のみ補助金の歳出方法が異なるため、成東町、蓮沼村、松尾町の例により実施する。ただし、合併期日の属する年度は現行のとおりとする。
	【老人クラブに対する支援事業】	老人クラブ活動費補助 老人クラブ連合会補助 内容 高齢者が老後の生活を健全で豊かなものにし、生きがいを高め、社会奉仕活動及び健康づくりに関する各種活動に対して補助する。 補助額 連合会 349,232円 会員1人当 72円 単位クラブ当 3,880円/月 町上乗せ分 51,440円	老人クラブ活動費補助 老人クラブ連合会補助 内容 高齢者が老後の生活を健全で豊かなものにし、生きがいを高め、社会奉仕活動及び健康づくりに関する各種活動に対して補助する。 補助額 連合会 273,992円 会員1人当 72円 単位クラブ当 3,880円/月 町上乗せ分 24,000円	老人クラブ活動費補助 老人クラブ連合会補助 内容 高齢者が老後の生活を健全で豊かなものにし、生きがいを高め、社会奉仕活動及び健康づくりに関する各種活動に対して補助する。 補助額 連合会 254,048円 会員1人当 72円 単位クラブ当 3,880円/月 村上乗せ分 なし	老人クラブ活動等補助 老人クラブ連合会補助 内容 高齢者が老後の生活を健全で豊かなものにし、生きがいを高め、社会奉仕活動及び健康づくりに関する各種活動に対して補助する。 連合会 480,000円 会員1人当 72円 単位クラブ当 3,880円/月 町上乗せ分 512,680円	老人クラブに対する支援事業については、合併時までに調整し、新市において実施する。	老人クラブに対する支援事業については、合併時継続を再編し、平成18年度の補助金の交付については蓮沼村の例により実施する。

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	進 沼 村	松 尾 町		
	【福祉カー貸付事業】	対象者 町内在住の心身障害者及び 高齢者並びにその家族 内容 福祉車両の貸し出し 貸付料 無料 (返却時に使用した燃料を補給) 成東町社会福祉協議会へ委託	対象者 町内在住の心身障害者及び 高齢者並びにその家族 内容 福祉車両の貸し出し 貸付料 無料 (返却時に使用した燃料を補給)	対象者 村内在住の心身障害者及び 高齢者並びにその家族 内容 福祉車両の貸し出し 貸付料 無料 (返却時に使用した燃料を補給) 運転は利用者が行う 期間は1日 (ただしこの限りでない)	対象者 町内在住の心身障害者及び 高齢者並びにその家族 内容 福祉車両の貸し出し 貸付料 無料 (返却時に使用した燃料を補給)	福祉カー貸付事業については、合併時までに調整し新市において実施する。	福祉カー貸付事業については、4町村の実施内容に差異がないため、現行のとおり新市に引継ぐこととし、社会福祉協議会との委託業務については、合併時まで調整する。

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
23-13 児童福祉事業の取扱い	【放課後健全育成事業】 (学童保育)	○設置数 公立 2クラブ ○利用対象者 保護者が就労等により 昼間家庭にいない概ね小 学校1年生から3年生ま での児童。 ○開設期間及び時間 ・平日 下校時～午後6時 ・学校休業日、長期休暇 午前8時～午後6時 ○利用料 ・月額 9,000円 (おやつ代2,000円含む) ・春休み(3月、4月) 4,000円 (おやつ代1,000円含む)	公立 4クラブ ○利用対象者 原則として、町内に住 所を有し、かつ町内の小 学校に就学している第1 学年から第3学年の児童 であって、その保護者及 びその親族が就労等によ り、放課後その保護を受 けられない児童。 ・平日 下校時～午後6時 ・土曜日、休校日 午前9時～午後6時 ・長期休暇 午前8時～午後6時30分 ・月額 7,000円 ・おやつ代 1,000円	公立 1クラブ ※私立保育園へ委託 ○利用対象者 村内に住所を有し、村 内の幼稚園に入園してい る幼児及び、小学校に就 学中の第1学年から第3 学年の児童で、保護者の 就労や疾病等のために放 課後その保護を受けられ ない児童。 ・平日 授業終了後～午後6時 ・休業日、長期休暇 午前9時～午後6時 ・土曜日 午前9時～午後3時 ・月額 7,000円 8月 10,000円 ・春休み(3月) 2,500円 (4月)	公立 3クラブ ○利用対象者 町内に住所を有し、か つ、町内の小学校に就学 中のおおむね10歳未満の 児童で、次の各号のいず れかに該当するものとす る。 (1) 保護者が労働等に従 事しているため、監護 を受けられない児童 (2) 保護者又は家族が疾 病等又は看護のため、 家庭で適切な監護を受 けられない児童 (3) その他町長が特に必 要と認める児童 ・平日 授業終了後～午後6時 ・学校休業日、長期休暇 午前9時～午後6時 ・月額 7,000円 (おやつ代2,000円) ・春休み(4月) 2,000円 (おやつ代1,000円)	合併時までに調整する。 ただし、合併期日の属す る年度については、現行 のとおりとする。	放課後健全育成事業に ついては、下記のとおり 合併時に統一実施する。 ただし、合併期日の属す る年度については、現行 のとおりとする。 ○利用対象者 保護者が就労等により 昼間家庭にいない概ね 小学校1年生から3年 生までの児童。 ○開設期間及び時間 ・平日 下校時～午後6時 ・学校休業日、長期休暇 午前8時～午後6時 ○利用料 ・月額 7,000円 (8月 8,000円) ※1月に15日以下の利用 については半額としま す。 ○おやつ代 月額 1,000円 ○損害保険料 利用者の個人負担とし ます。

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
		・夏休み（7月） 4,500円 （おやつ代1,000円含む） （8月） 9,000円 （おやつ代2,000円含む） ・冬休み（12月、1月） 4,000円 （おやつ代1,000円含む） ・3月のみ（新1年生） 2,000円 （おやつ代1,000円含む） ・4月のみ（新1年生） 2,000円 （おやつ代1,000円含む） ○損害保険料 月額 150円	○損害保険料 年額 1,800円	2,000円 ・夏休み（7月） 2,500円 （8月） 10,000円	・夏休み（7月） 4,000円 （おやつ代1,000円） （8月） 7,000円 （おやつ代2,000円） ・冬休み（12月、1月） 3,000円 （おやつ代1,000円） ・春休み（3月） 2,500円 （おやつ代1,000円） ○損害保険料 月額 150円		

協定項目	事務事業等	現 況				調整方針	具体的調整結果
		成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町		
23-14 保育事業の取扱い	【公立保育所事業】	○延長保育 町立 4 施設実施 成東保育所 平日 7時～8時 16時～19時 土曜日 7時～8時 12時～17時 南郷保育所 平日 7時30分～8時 16時～18時 土曜日 7時30分～8時 12時～17時 外2施設 平日 7時30分～8時 16時～18時 土曜日 7時30分～8時 料金については無料			町立 3 施設実施 松尾保育所 平日 7時30分～8時30分 17時15分～18時30分 土曜日 7時30分～8時30分 大平・豊岡保育所 平日 7時30分～8時30分 17時15分～18時 土曜日 7時30分～8時30分 料金については無料	公立保育所の延長保育については、地域の実情を鑑み、合併時に再編し実施する。ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。	公立保育所の延長保育については、下記により新市において実施する。ただし、合併期日の属する年度については、現行のとおりとする。 ○対象施設 全施設（地域の実情を考慮し実施する。） ○実施時間 平日 7時～8時 16時～19時 土曜日 7時～8時 12時～17時 ○利用料 別途定める。
	【巡回相談事業】	精神・障害等の発達に問題のある児童、またはその恐れのある児童に対し、適切な指導等を行うため相談員を派遣する。 （毎週木曜日）	実施していない	実施していない	実施していない	巡回相談事業については、家庭教育指導員との関連を考慮し、合併時に調整する。	巡回相談事業については、新市の福祉事務所に児童相談員を新たに設置し、随時相談業務を実施する。

主な手数料の取扱い

事務の種類		単位	成 東 町	山 武 町	蓮 沼 村	松 尾 町	調整結果
戸籍、住民票関係	戸籍全部事項証明（謄本）	1通につき	450円	450円	450円	450円	450円
	戸籍個人事項証明（抄本）	1通につき	450円	450円	450円	450円	450円
	除籍全部事項証明（謄本）・除籍個人事項証明（抄本）	1通につき	750円	750円	750円	750円	750円
	戸籍記載事項証明	1通につき	350円	350円	350円	350円	350円
	除籍記載事項証明	1通につき	450円	450円	450円	450円	450円
	戸籍の受理証明	1通につき	350円	350円	350円	350円	350円
	住民票の写し	1通につき	200円	200円	200円	200円	200円
	住民票記載事項証明	1通につき	200円	200円	200円	200円	200円
	戸籍附表の写し	1通につき	200円	200円	200円	200円	200円
	外国人登録原票記載事項証明	1通につき	200円	200円	200円	200円	200円
	印鑑登録証明	1通につき	200円	200円	200円	200円	200円
	身分証明	1通につき	200円	350円	200円	200円	200円
	臨時運行許可	1両につき	750円	750円		750円	750円
税関係	所得証明	1通につき	1件200円+20円/件	200円	200円	200円	200円
	市民税県民税課税証明	1通につき	200円	200円	200円	200円	200円
	市民税県民税非課税証明	1通につき	200円	200円	200円	200円	200円
	納税証明	1通につき	1件200円+20円/件	200円	200円	200円	200円
	資産証明	1通につき	200円	200円（1枚6件）	200円	200円	200円
	固定資産公課証明	1通につき	200円	200円	200円	200円	200円
	固定資産評価証明	1枚につき	1件200円+20円/件	200円（1枚6件）	200円	200円	200円
	固定資産課税台帳記載事項証明	1通につき	1筆200円 1棟200円 （1筆1棟増すごとに 20円ずつ加算）		200円		200円
	住宅家屋用証明	1件につき	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円	1,300円
	公園の間覧・謄写	1枚につき	コピー50円（地番図 200円）	閲覧料200円+コピー 代10円	200円	200円/件（5枚で1 件）	200円
犬の登録 と狂犬病 予防注射	犬の登録	1頭につき	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円
	狂犬病予防注射済票	1枚につき	550円	550円	550円	550円	550円
	犬の鑑札の再交付	1枚につき	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円	1,600円
	狂犬病予防注射済票の再交付	1枚につき	340円	340円	340円	340円	340円